

★★★★★

公式投票者ガイド

★★★★★

California州総選挙 2020年11月3日火曜日

投票は選挙日の午前7時～午後8時までです！



安全に投票を CALIFORNIA

本総選挙では、California州の登録有権者は郵送により票を投じます。選挙の変更点の詳細については、内部をご覧ください。



正当性の選挙証書

私、California州務長官であるAlex Padillaはここに、本ガイドに含まれる法案は2020年11月3日に州全体で行われる総選挙においてCalifornia州の選挙人に提出されること、また本ガイドは法律に従って正確に準備されていることを証明します。本証書は、2020年8月10日、California州Sacramentoにおいて署名されました。

Alex Padilla、州務長官





期日前投票所で安全な投票を

2020 年 11 月 3 日の選挙日前の土曜日から少なくとも 4 日間、多くの郡で複数の期日前投票所が利用できます。投票所では、投票者登録、補充投票用紙/投票項目一覧表、アクセス可能な自動投票機、通訳サービスが提供されます。

次の 3 つの方法で、投票者と選挙管理委員会の職員がいる投票所を安全に保つことができます:

1 優先入場する。

切手を貼らずに郵送するか、投票用紙投函箱に入れるか、投票所で投票するか、いずれかの方法で投票用紙を記入し投票してください。投票所には、記入した投票用紙を投票する有権者のために、複数の列を分けて設けています。



CAEarlyVoting.sos.ca.gov で、近くの投票所または投票用紙投函箱を探してください。

2 早めに投票する。

直接投票所に行く場合、選挙日の前に行って対人距離を保つようにしましょう。

2020 年 11 月 3 日の選挙日前の土曜日から少なくとも 4 日間、多くの郡で複数の期日前投票所が開設されます。

3 安全上の手順を守る。

次の予防策をとって、投票所にいるあなた自身の健康、また他の投票者と選挙管理委員会の職員の健康を守りましょう:

投票所の安全チェックリスト



投票所にいる間はマスクを着用する。



他人から腕 2 本分の長さの距離を保つ。



投票所に入る前と後に手を洗う。



ドアや投票の備品に触った後は手の除菌用ローションを使う。



他人との接触の多いものに触らないように自分のボールペンを持ってくる。



投票中の安全を守るに関する詳細

www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/election-polling-locations.html
で、疾病管理予防センターのガイドラインを見直す。

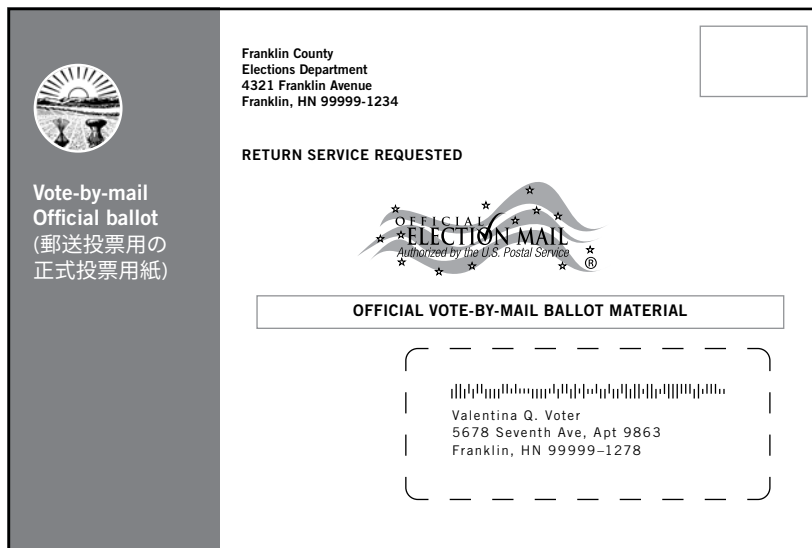
郵送で投票できる投票者は、投票所での感染の危険性を避け安全な対人距離を確保することができます。

2020 年 10 月 5 日から、郡の選挙管理委員会が California 有権者に郵送投票用紙を送り始めます。郵便で返送される投票用紙は 2020 年 11 月 3 日までに消印が押されていなければなりません; 投票用紙投函箱に投票される投票用紙は 2020 年 11 月 3 日の午後 8 時までに投函されなければなりません。



郵送投票で安全な投票を

California 州の投票者は全員、2020 年 11 月 3 日の選挙のための郵送投票用紙を受け取ります。郡選挙管理委員会が、2020 年 10 月 5 日から、下記の写真と同様の郵送投票用紙/投票項目一覧表を送り始めます。



郵送投票は安全で簡単です。

投票用紙/投票項目一覧表で候補者を選んだ後は、以下へ返送してください:



封をしてください。

郡選挙管理委員会からの封筒に投票用紙を入れてください。



署名する。

投票用紙の封筒にある署名が CA の運転免許証/州の身分証明書にある署名、または登録時に提出した署名と一致することを確認してください。あなたの投票用紙が被害にあわないようにするため、郡選挙管理委員会が署名を比較して確認します。



返送する。

郵送投票—2020 年 11 月 3 日
までに消印を押してもらうようにし
てください。切手は必要ありません!

または

直接投票—2020 年 11 月 3 日の
午後 8 時までに、投票用紙投函箱、
投票所、投票センター、郡選挙管理委
員会で直接投票してください。



追跡する。

wheresmyballot.sos.ca.gov で申し込み登録をしますと郵送投票の状況について、テキスト(ショートメール)、電子メール、または音声電話でアラートを受け取ることができます。

郵送で投票できる投票者は、投票所での感染の危険性を避け安全な対人距離を確保することができます。投票所は、選挙日前に、すべての郡で利用できます。投票所では、投票者登録、補充投票用紙/投票項目一覧表、アクセス可能な自動投票機、通訳サービスが提供されます。

投票者の 権利章典

あなたの権利は下記の通りです。

★1 登録されている有権者である場合の投票権。次の条件を満たせば投票資格があります。

- California在住の米国民
- 18歳以上
- 現住所において登録済みであること
- 重罪における服役中または仮釈放中ではないこと
- 現在法廷により投票する責任能力がないとみなされていないこと

★2 名簿に名前の記載がなくても、登録されている有権者である場合の投票権。暫定投票用紙を使用して投票できます。あなたに投票資格があると選挙関係者が判断すれば、あなたの票は有効票として数えられます。

★3 投票が締め切られた時点で列に並んでいた場合の投票権。

★4 誰かに邪魔をされたり、投票方法に介入されることなく、秘密投票をおこなう権利。

★5 投票を済ませる前に誤りが見つかった場合に、新しい投票用紙を受け取る権利。次の手順で受け取ってください。

投票所の係に新しい投票用紙を請求するか、選挙事務所または管轄の投票所において郵送投票用紙を新しいものと交換するか、暫定投票用紙を使用して投票してください。

★6 雇用者や労働組合の代表者以外の人から投票のサポートを受ける権利。

★7 Californiaにある任意の投票所において記入済み郵送投票用紙を投じる権利。

★8 あなたの言語を話す人が十分な数存在する投票区域において、英語以外の言語で選挙資料を入手する権利。

★9 選挙手順について選挙管理人に質問したり、選挙プロセスを監視したりする権利。選挙管理人が質問に答えられない場合は、回答ができる適切な関係者をご紹介します。あなたが選挙を妨害している場合、選挙管理人は質問の回答をやめることができます。

★10 選挙管理人または州務長官の事務所に違法または不正な選挙活動を報告する権利。

🌐 ウェブサイト www.sos.ca.gov

☎ 電話 (800) 339-2865

✉ 電子メール elections@sos.ca.gov

上記の有権者の権利を認められなかったと確信が持てる場合は、州務長官事務所に設けた秘密を遵守する通話料無料の(800) 339-2865にご連絡ください。

早見ガイド	7
-------	---

提案

14 幹細胞研究を継続する公債を許可する。州民発案法案。	16
15 商業用および工業用不動産の課税査定を変更して公立学校、コミュニティカレッジ、および地方政府サービスへの財源を増やす。州民発案法案。	22
16 公共雇用、教育および契約決定の要因として多様性を可能にする。議会による憲法修正。	26
17 刑期を満たした後の投票権の回復。議会による憲法修正。	30
18 次の総選挙までに18歳になり、その他の点で投票資格のある有権者は、17歳でも予備選挙および特別選挙への投票を許可するようにカリフォルニア憲法を修正する。議会による憲法修正。	34
19 特定の不動産税規則を変更する。議会による憲法修正。	38
20 現在非暴力と見なされている特定犯罪の仮釈放を制限する。現在軽罪だけとして扱われる特定の犯罪に対して重罪宣告を許可する。州民発案法案。	44
21 住宅用不動産に対する家賃統制を成立する地方政府の権威を拡大する。州民発案法案。	52
22 アプリベースの輸送会社や配送会社による特定運転手への従業員給付の提供を免除する。州民発案法案。	56
23 腎臓透析クリニックに対する州要件を定める。現場の医療専門家を義務付ける。州民発案法案。	60
24 消費者プライバシー法を改定する。州民発案法案。	66
25 保釈金を、公共安全と逃亡する危険性を基にしたシステムに切り替える法律に関する住民の直接投票。	72

州債券の概要	78
--------	----

提案される公債の文面	89
------------	----

投票者情報

期日前投票所で安全な投票を	2	投票者登録個人情報	82
郵送投票で安全な投票を	3	16歳での事前登録	82
投票者の権利章典	4	選挙結果	83
投票所の検索	5	郵送投票の方法	83
州務長官からのメッセージ	6	身体障害のある投票者の補助	84
2020年国勢調査	14	よくある質問	85
私の投票用紙はどこ	15	投票者登録状況の確認	88
大統領候補者の声明	80	法案の文面	109
California州における選挙	80	郡の選挙事務所	110
州の候補者および投票法案への最大の貢献者	81	重要な日付	111
投票者登録	82		

投票所または投票センターの検索

投票所および投票センターは、郡の選挙管理人によって設置されます。選挙日の数週間前に郵送される郡の投票者情報ガイドから、投票所または投票センターの住所を探してください。

州務長官のウェブサイト (vote.ca.gov) または無料の投票者ホットライン(800) 339-2865でもご確認いただけます。

または、GOVOTE (468683)に「Vote」とテキスト送信すると、投票所を検索できます。

Amador郡、Butte郡、Calaveras郡、El Dorado郡、Fresno郡、Los Angeles郡、Madera郡、Mariposa郡、Napa郡、Nevada郡、Orange郡、Sacramento郡、San Mateo郡、Santa Clara郡、Tuolumne郡にお住まいの方は、郡の任意の投票センターで投票できます。詳細については voterschoice.sos.ca.gov をご覧ください。



州務長官

Californiaの有権者の皆様

自由で公正な選挙は米国の民主主義の基礎です。わが国では、平和なとき、戦争中、好景気のとき、不況のとき、また過去にパンデミックが発生したときでさえ、歴史を通じて選挙を実施してきました。

2020年、California州の選挙当局は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の課題に対応するために立ち上がりました。

- すべての登録有権者に、投票用紙が郵送されます。
- すべての登録有権者は、テキスト (SMS)、メール、または音声電話で、郵送された投票用紙の追跡状況を受け取るよう登録できます。
- すべての投票所で、特別な衛生管理やソーシャルディスタンスへの対応が実施されます。

今年の選挙に役立つ情報やツールについては、vote.ca.govをご確認ください。

今秋の投票登録または投票に関してご質問がある場合は、フリーダイヤル **(800) 339-2865** (州務長官事務所) までご連絡ください。

州務長官の使命は安全および確実にすべての市民が投票できるよう支援することです。ただし、皆さまのサポートが必要です。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により、郡で直接投票が行える投票所の数は通常より少なくなる可能性があります。今年は事前に郵送で投票または直接投票を行うことで、地域社会を助けることができます。選挙日に混むことがなく行列が少ないと、投票所の衛生が維持され、投票所で働く人たちも支援が必要な投票者（身体障害者、外国語での支援が必要な人、代理人投票が必要な人など）に対してより良いサポートを提供できます。

今すぐ今秋の投票の計画を立てましょう。市民であるあなたの参加により、民主主義が強固なものとなります。



2020年国勢調査に 今すぐ 回答しましょう!



わずか数分の所要時間で**9つの簡単な質問**に回答することで、
今後10年間の重要なプログラムの基金となる金額を決定
するための支援ができます。

国勢調査は次のような重要な地域サービスを支援するために、
数十億ドルを提供しています。



医療機関および
救急サービス



児童栄養
プログラム



住宅および教育
プログラム

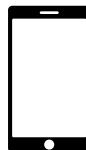


経済発展および
雇用創出

California州在住者は次の三つのうちの
いずれかに参加して、回答を完了できます。



オンライン
my2020census.gov



電話
844-330-2020



郵送
国勢調査用紙に
記入して返送!

すべての地域社会は成長し、家族を養う
機会を得る資格があります。

2020年9月30日までに国勢調査を完了してください。

2020年国勢調査におけるあなたのデータは安全に保護され、機密性が保たれます。

CaliforniaCensus.org

@CACensus





Californiaの州務長官は、有権者が郵便投票の状況を追跡し通知を受け取るための新しい方法を提供しています。「Where's My Ballot?」ツールを使用すると、有権者は郵送された投票用紙の場所や状況などについて詳細を知ることができます。
WheresMyBallot.sos.ca.govで登録してください。

「Where's My Ballot?」ツールに登録すると、次の場合、お住まいの郡の選挙事務所から更新メールが自動送信されます。

- 投票用紙を郵送したとき
- あなたの投票用紙を受け取ったとき
- あなたの投票用紙が集計されたとき
- あなたの投票用紙に何か問題があったとき

WheresMyBallot.sos.ca.govに登録した有権者は、次の方法で自動更新メッセージを受け取ることができます。

- 電子メール
- テキストメッセージ (SMS)
- 音声メッセージ

**投票用紙の追跡が
— 郵送時も、受領時も、集計時も —
一層簡単になりました。**

WheresMyBallot.sos.ca.gov



州債券の概要

立法アナリストが作成

このセクションでは、州の債券債務について説明します。また投票者が投票案件とされているいくつかの債券法案を承認した場合、州の公債負債の償還に財務的にどう影響するかについても議論しています。

州の債券とその費用

債券とは債券とは、政府や企業が資金を借りる方法です。州は投資家に債券を販売して、これらのプロジェクトの資金を「前払い」の形で受け取り、一定期間にわたり利息とともに投資家に返済します。州政府は、主に橋、ダム、刑務所、公園、学校、公職ビルなどのインフラプロジェクトの計画、建設、改築の支払いのために債券を使用しています。

債券を使用する理由債券を発行する主な理由は、長年にわたり市民にサービスを提供するインフラの拡充です。債券を購入してこうしたプロジェクトへの資金供給を支援することは、現在と将来の両方において、市民にとっても非常に理にかなった方法です。さらに、一度に支払うのが難しい大規模なプロジェクトコストの支払いにも最適です。

債券の主な種類州が使用する債券は、主に一般保証公債と歳入公債の2種類です。一般保証公債と歳入公債の違いのひとつは、その償還方法です。州は、州の一般基金（教育、刑務所、健康管理、その他のサービスの支払いに使用する州の主な運営用アカウント）を使用して一般保証公債を償還します。一般基金は、主に歳入および消費税収によって支えられています。歳入公債の償還には、一般基金からだけではなく、

資金を供給したプロジェクトの使用料（橋の通行料など）といった他のリソースからの資金を充当させます。州の一般保証公債と歳入公債は、承認方法も違います。一般保証公債は有権者の承認を得て州が発行しますが、歳入公債は通常承認を必要としません。

債券ファイナンスの費用債券を売却した後、債務が返済されるまで、州はその後数十年にわたって定期的な支払いをします。（これは家庭が住宅ローンを支払う方法に非常に似ている）。金利があるため、州は、前もって資金を供給するプロジェクトより、債券で資金を供給するプロジェクトの方の支払額がいくらか多くなっています。追加的なコストの総額は、主に金利と債券の返済期間に応じて異なります。

債券と州の支出

一般基金債務の額。州には、一般基金を使って元金と利息を支払っている債券が約\$800億あります。さらに、有権者と立法機関は、約\$380億分の未発行の一般資金による債券を承認しています。追加プロジェクトへの基金調達のため、これらの債券のほとんどは今後数年間のうちに販売される予定です。現在、州政府による毎年の一般基金からの債務返済額は、約\$70億になると予想しています。

この投票項目一覧表の提案。この投票用紙には、一つの一般保証公債に関する法案があります。提案14では、California州は主に幹細胞研究および新たな医療法の開発のために\$55億の借り入れを許可します。

州債券の概要

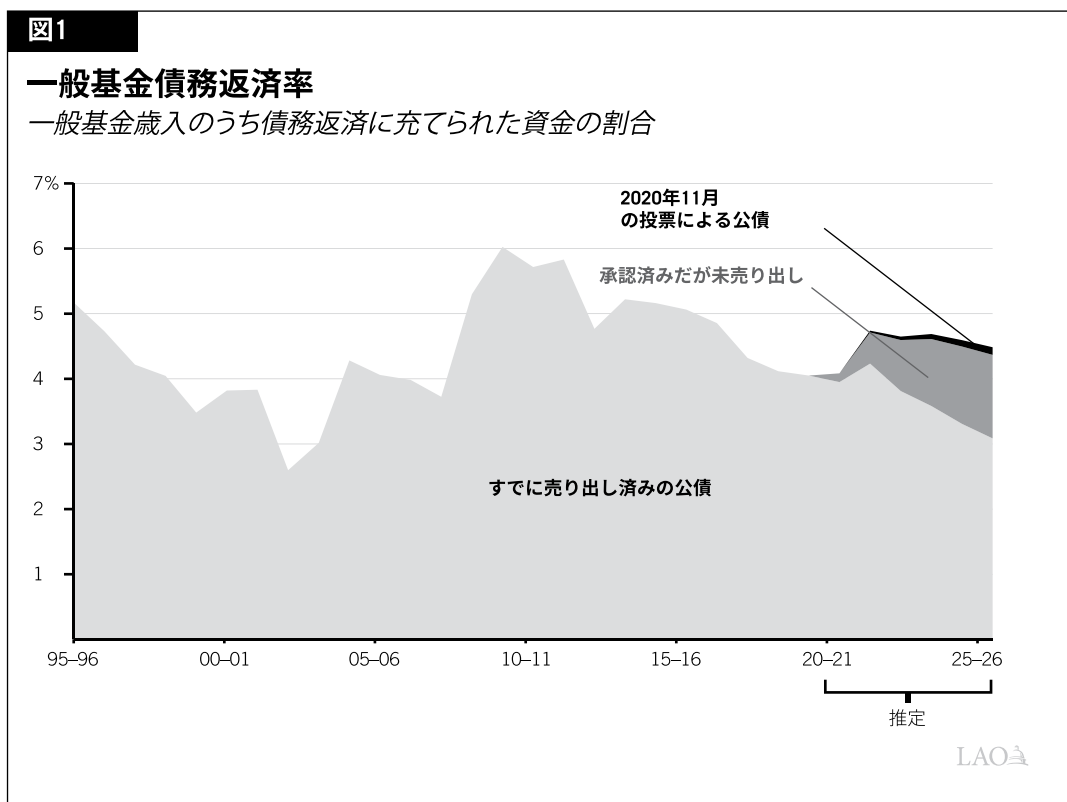
続き

この選挙が、債務支払いに及ぼす響。
この投票項目一覧表に記載の一般保証公債法案の完済にかかる予想総額（金利も含む）は、およそ\$78億です。この総額は約30年間で平均約\$2億6000万に相当し、一般基金から債務に支出している額より約4パーセント多いです。実際の金額は、債券販売の具体的な内容によって異なります。

この選挙が、債務返済に使用された州収入のシェアに及ぼす影響。一般基金歳入から公債負債の償還に充てる年間の割合が、州の債務状況を示す指標のひとつです。これは、州の債務返済率（DSR）として知られています。これらの収入は借金を返済するために使われなければならないため、大学の運営や健康管理への支払いなど、他の州のプ

ログラムに対して使用することはできません。

図1に示すとおり、現在のDSRは約4パーセントです。有権者がこの投票項目一覧表で提案されているすべての債券を承認しない場合、すでに承認済みの債券における州のDSRを予想すると、今後数年は増加するものの、2021-22年の4.7パーセントをピークに下落を始めると思われます。有権者がこの投票項目一覧表に記載されている一般保証公債を承認した場合、DSRは今後二年間と比較して0.2パーセント増加すると予想しています。州と投票者が将来的に追加債券を承認すれば、州の将来のDSRは、図に示すよりもより高いものになるでしょう。



California 州における選挙

上位二名の候補者の公開予備選挙法案では、投票者によって指名された公職の候補者すべてが、同じ投票用紙/投票項目一覧表に記載されていることが条件となっています。もと無党派公職として知られる、投票者によって指名された公職とは、州立法務所、連邦議会事務局、州憲法事務所を指します。

公開予備選挙と総選挙では、投票者登録用紙であなたが支持した政党に関係なく、いずれの候補者にも投票することができます。予備選挙では、支持政党に関係なく、投票数が最も多い候補者二名が総選挙に出馬することになります。候補者が投票過半数 (少なくとも 50パーセント + 1 票) を獲得した場合でも、総選挙は行われます。

California 州の公開予備選挙は、米国大統領、郡中央委員会、または地方自治体の公職候補者には適用されません。

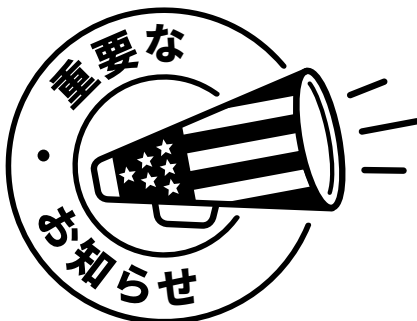
投票者によって指名された公職に対する記入投票候補者は、依然として予備選挙に出馬することができます。ただし記入投票候補者は、予備選挙の上位二名の投票獲得者の一人でなければ総選挙に出馬することはできません。この他に、総選挙における無所属候補指名の手続きはありません。

California 州法では、以下の情報がこのガイドに印刷されていなければなりません。

政党指名/無党派公職

政党は、予備選挙で、政党指名/無党派公職の候補者を正式に指名することができます。指名された候補者は、総選挙で、その政党の特定な公職の正式候補者として政党を代表し、投票用紙/投票項目一覧表にはその正式指名が示されています。予備選挙におけるそれぞれの政党の最多投票獲得者が、総選挙に臨みます。政党は、予備選挙で、郡中央委員会の役人も選出します。

有権者は、予備選挙では、投票登録の際に表明した支持政党のみに投票できます。しかし、支持政党の表明を拒否した有権者は、政党が許せば、その政党の予備選挙に投票することができます。



アメリカ大統領候補者の声明は
voterguide.sos.ca.govをご覧ください

投票者によって指名された公職

政党は、予備選挙で投票者によって指名された公職の候補者を、正式に指名する資格はありません。予備選挙で投票者によって指名された公職に指名された候補者は、総選挙においても投票者が指名した候補者であり、どの党の公式候補者でもありません。投票者によって指名された公職の候補者は、投票用紙/投票項目一覧表に記載された適格な支持政党がある場合もない場合もあります。しかし、支持政党の党名は候補者によってのみ選択され、投票用紙/投票項目一覧表には投票者の情報についてのみ表示されます。これは候補者が、指定された党によって推薦または支持されていること、または党と候補者の間に何らかの関係があることを意味するものではなく、投票者によって指名された候補者が、公式に党の候補者とみなされることはありません。各党は、党の正式な推薦を得て、投票者によって指名された公職の候補者の一覧を、郡の投票者情報ガイドに記載することができます。

投票者は、その公職に投票するために必要なその他の資格を満たしていれば、投票者によって指名された公職のどの候補者にも投票できます。予備選挙の上位二名の候補者は、両方の候補者が同じ党の推薦指名を受けていても、投票者によって指名された公職の総選挙に出馬することになります。候補者が予備選挙の上位二名の投票獲得者の一人でない限り、いかなる党も、その党の推薦指定を有する候補者を総選挙に進めることができません。

無党派公職

政党は、予備選挙で無党派の公職候補を指定する資格はありません。また予備選挙での候補者は、総選挙における特定の公職の正式指名候補者ではありません。無党派公職の指名候補者は、支持政党の有無を投票用紙/投票項目一覧表に記載することはできません。予備選挙の上位二名の投票獲得者は、無党派公職の総選挙に出馬することになります。

州の候補者および投票法案への最大の貢献者

委員会（候補者または投票法案に支持、もしくは反対する投票者に影響を与える目的で金銭を受け取る、または支払う個人または団体）が投票法案または候補者を支持するまたはこれに反対し、最低\$100万を集めた場合、委員会は上位10の寄付者をCalifornia公平政治的慣行委員会 (FPPC) に報告しなければなりません。変更がある場合、委員会は、上位10のリストを更新しなければなりません。

リストはFPPCウェブサイトに記載されています：
<http://www.fppc.ca.gov/transparency/top-contributors.html>



投票者登録

投票者登録が済んでいる場合は、名前、住所、郵送先住所の変更がある場合や、政党の変更や選択をしない限り再登録の必要はありません。

オンライン登録を registertovote.ca.gov ですか、州務長官の無料投票者ホットライン (800) 339-2865 で申請書の郵送を依頼することができます。

投票者登録用紙は、ほとんどの郵便局、図書館、市や郡の政府庁舎、郡選挙事務所と California 州務長官のオフィスに用意されています。

条件付き有権者登録

選挙日前の14日間は、選挙当日を含めて、居住する郡の郡選挙事務所、投票センターまたは投票所で投票者登録と投票を行うことができます。詳細は sos.ca.gov/elections/voter-registration/same-day-reg/ をご覧ください。

投票者登録個人情報

Safe at Home 機密投票者登録プログラム: 生命を脅かす状況（家庭内暴力、ストーカー、性的暴力、人身売買、高齢者/成人の扶養家族虐待の被害者やサバイバー）に直面している特定の投票者は、Safe at Home プログラムの参加メンバーであれば、機密保持投票者の資格を得ることができます。詳細は、州務長官の Safe at Home プログラム用フリーダイヤル (877) 322-5227、または sos.ca.gov/registries/safe-home/ でご確認ください。

投票者情報保護: 投票者の登録宣誓供述書に関する情報は、投票の場所、投票用紙/投票項目一覧表に掲載される争点や候補者など、投票プロセスに関わる公式情報を送付するために選挙管理事務所が使用します。投票者登録情報の商業的使用は法律で禁止されており、軽犯罪にあたります。投票者情報は、選挙候補者、投票法案委員会、または選挙、学術、ジャーナリズム、政治もしくは政府利用目的のために、州務長官が決定する他者に提供されることがあります。運転免許証および社会保障番号、または投票者登録カードに記載されている署名を、これらの目的のために公開することはできません。投票者情報の使用に関する疑問や、該当する情報の悪用が疑われる場合は、州務長官の投票者ホットライン (800) 339-2865 にお電話ください。

16歳で事前登録。18歳で投票。

資格のある16歳と17歳の方は registertovote.ca.gov でのオンライン登録、または投票者登録用紙での登録ができるようになりました。事前に投票の事前登録を行った California の若者が18歳になると、その登録が有効になります。

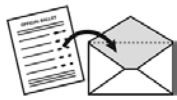
事前登録は4つのステップで簡単にできます。

1. registertovote.ca.gov にアクセスします。
2. 「事前有権者登録」 ボタンをクリックします。
3. 18歳の誕生日になると登録が自動的に有効になります。
4. 選挙日に投票用紙/投票項目一覧表で投票しましょう！

事前登録とは

投票者としての資格をすべて満たしている16歳と17歳の方は、registertovote.ca.gov で投票の事前登録をすることができます。

オンラインで事前登録に申し込むだけで、18歳の誕生日に自動的に投票登録ができます。



郵送投票の方法

誰が郵送投票できますか？

すべての登録有権者は、2020年11月3日の総選挙のための郵便投票用紙を受け取ります。郡の選挙管理委員会は2020年10月5日までに、有権者への投票用紙の郵送を開始します。郵便投票用紙が届かない場合、または投票用紙交換の依頼をする必要がある場合は、郡選挙事務所にお問い合わせください。郡選挙事務所の連絡先は sos.ca.gov/elections/voting-resources/county-elections-offices をご覧ください。

郵便投票用紙の返信方法

郵便投票用紙で候補者を選んだ後、郡選挙管理委員会が提供する封筒に入れて封をしてください。封筒の指定された箇所に署名します。投票用紙/投票項目一覧表を提出する方法は複数あります。

投票用紙/投票項目一覧表が締切日までに確実に届くように、以下のいずれかの方法で提出してください。



郵送の場合—11月3日またはそれ以前の日付の消印があり、遅くとも11月20日までに郡選挙管理委員会に届いている必要があります。**送料は不要です！**



本人持参—11月3日午後8時の投票終了までに、郡選挙事務所、California州の投票センター、投票所、または投票用紙投函場所まで直接持参してください。

州法は、郵便投票用紙を持参する人を指名する自由を投票者に与えています。ただし、署名した記入済投票用紙は信頼できる人へのみ委任することをおすすめします。また、郡選挙事務所から提供された返送用封筒に封をしておらず、裏に署名をしていない場合、絶対に郵便投票用紙を他の人に渡さないでください。

郵便投票用紙と封筒を受け取っている場合でも、選挙日に投票所で直接投票することができます。郵便投票用紙を投票所に持参し、投票所係員に渡すと投票所の投票用紙と交換します。郵便投票用紙と封筒がない場合は、暫定投票用紙を使って投票する必要があります。そうすると、まだ投票を投じていないことを保証できます。

すべての郡で、リモートアクセス可能な郵便投票 (RAVBM) と呼ばれる、容易にアクセスできるオプションを提供しています。RAVBMシステムでは、身体障害のある投票者が自宅で投票用紙/投票項目一覧表を受け取り、それぞれ個別に記入し、選挙管理人に提出することができます。詳細は居住する郡の選挙事務所にお問い合わせください。

本選挙結果

2020年11月3日午後8時の投票終了後、総選挙の結果を確認するにはCalifornia州務長官の選挙結果ウェブサイト electionresults.sos.ca.gov/ にアクセスしてください。

選挙結果ウェブサイトは、投票日には各郡から州務長官への報告を反映し、五分ごとに更新されます。郡選挙事務所は、午後8時の投票終了後、州務長官のウェブサイトに半公式の選挙結果を送信します。選挙日の投票用紙がすべて集計されるまで、少なくとも二時間ごとに最新情報が送信されます。

選挙結果のウェブサイトは、2020年11月5日から12月3日まで、残りの投票用紙の集計を受けて、毎日午後5時までに更新されます。

選挙の公式結果は、2020年12月11日までに sos.ca.gov/elections/ に掲載されます。

身体障害のある投票者の補助

California州では、すべての有権者が非公開かつ個別に票を投じることができるように努めています。

身体障害のある投票者に対してお住まいの郡が提供する支援の詳細情報については、郡の投票者ガイドを確認するか、お住まいの郡にお問い合わせください。各郡の連絡先についてはsos.ca.gov/elections/voting-resources/county-elections-officesをご覧ください。

投票所または投票センターでの投票

投票用紙の記入を手伝ってもらう必要がある場合は、最大二名の支援者を選ぶことができます。支援者を選ぶことができない人

- 雇用主または雇用主に従事する人
- 労働組合のリーダーまたは労働組合で活動している人

街頭投票では、投票地域の最寄りの駐車場を利用できます。街頭または車内のどちらににいるかにかかわらず、選挙管理人が、署名用名簿、投票用紙、および投票に必要な資料をお渡しします。投票所もしくは投票センターで街頭投票を利用できるかどうかについては、郡の選挙事務所までご連絡ください。

すべての投票所および投票センターは、身体障害のある投票者がアクセスできる場所に位置する必要があり、アクセス可能な投票機を有しています。

自宅から投票

リモートアクセス可能な郵便による投票 (RAVBM) システムを使用すると、身体障害のある投票者は自宅で投票用紙/投票項目一覧表を受け取り、非公開かつ個別に記入し、記入済みの投票用紙を選挙管理人に返信することができます。詳細は居住する郡の選挙事務所にお問い合わせください。

投票者情報ガイドのオーディオ版と大判印刷版

本ガイドはオーディオおよび大判印刷でも入手可能です。ガイドは、英語、中国語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語のバージョンを無料でご用意しています。

依頼方法:



州務長官の無料通話投票者ホットライン (800) 339-2865までご連絡ください。



voterguide.sos.ca.govをご覧ください



voterguide.sos.ca.gov/audio/jaからオーディオMP3バージョンをダウンロードしてください

よくある質問

私は投票者登録されていますか？

Californiaで投票登録を行うには、以下のすべての条件を満たしている必要があります。

- California在住の米国民である、
- 選挙日に18歳以上である、
- 現在重罪の有罪判決による州または連邦の刑務所での禁固刑受刑者または仮釈放者でない、
- 現在裁判所によって精神的に投票する能力がないと判断されていない。

投票者登録状況を確認するには、voterstatus.sos.ca.govをご覧ください。

投票の登録または登録の更新を忘れた場合はどうなりますか？

問題ありません！有権者登録の締切、2020年10月19日に間に合わなかった場合、California州法では選挙日の午後8時まで、お住まいの郡選挙事務所または郡のいずれかの投票所で投票登録と投票が可能です。この手続きは条件付き有権者登録 (Conditional Voter Registration) と呼ばれ、一般的には当日有権者登録としても知られています。

手順は次のとおりです。

1. お住まいの郡選挙事務所、投票センター、または投票所に立ち寄ります。場所は投票所ガイドをご覧ください。かvote.ca.govにアクセスします。
2. 有権者登録カードに記入します。
3. お住まいの郡選挙事務所、投票センター、または投票所で投票します。
4. 郡選挙管理事務所が登録の手続きを行います。投票資格があると判断されると、有権者として登録され、票が数えられます。
5. あなたの票が数えられたかを確認するにはvoterstatus.sos.ca.govをご覧ください。郡選挙事務所がこの情報を提供できるのは、選挙日から60日後までとなっています。

候補者と提案についてはどこで情報を入手できますか？

地域の候補者および提案については郡の投票者ガイドをご覧ください。このガイドの16ページ以降に、州全体の提案についての情報が記載されています。

大統領候補者の声明は、州務長官のウェブサイトvote.ca.govをご覧ください。

州および地方候補者のキャンペーン献金を確認するには、州務長官のウェブサイトpowersearch.sos.ca.govをご覧ください。

大統領および議会候補者のキャンペーン献金を確認するには、連邦選挙委員会ウェブサイトwww.fec.govをご覧ください。

州務長官のウェブサイトにはどのようなツールがありますか？

サポートツールについては、vote.ca.govをご覧ください。

- 有権者登録情報を確認する
- 投票の登録または再登録する
- 郵便投票用紙追跡の申し込み
- 投票所または投票センターを検索する
- 郡選挙事務所への連絡

どこで投票するのですか？

選挙日には、すべての郡の投票所と投票センターが開いています。また、すべての郡には、直接期日前投票できる場所が一つ以上あります。お住まいの郡の期日前投票場所を確認するには vote.ca.gov をご覧いただくか、郡の投票者ガイドをご覧ください。

州務長官の無料通話投票者ホットライン (800) 339-2865 までご連絡ください。

また、投票所の場所を探すためには、GOVOTE (468683) に「Vote」（投票）とテキストを送ることもできます。

Amador郡、Butte郡、Calaveras郡、El Dorado郡、Fresno郡、Los Angeles郡、Madera郡、Mariposa郡、Napa郡、Nevada郡、Orange郡、Sacramento郡、San Mateo郡、Santa Clara郡、Tuolumne郡にお住まいの方は、郡の任意の投票センターで投票できます。 voterschoice.sos.ca.gov にアクセスしてください。

郵便投票の方法

本総選挙では、California州の登録有権者は自動的に郵送により票を投じます。郡の選挙管理委員会は2020年10月5日までに、有権者への投票用紙の郵送を開始します。詳細は本ガイドの83ページをご覧ください。

郵便投票用紙を返送するときの送料はいくら必要ですか？

切手がなくても問題ありません！郵便投票の送料は郡が前払いしているため、California州のすべての有権者は無料で返送していただけます。

郵便投票用紙はどのように返送しますか？

郵便投票用紙で候補者を選んだ後、郡選挙管理委員会が提供する封筒に入れて封をしてください。封筒の指定された場所に署名します。投票用紙/投票項目一覧表を提出する方法は複数あります。

投票用紙/投票項目一覧表が締切日までに確実に届くように、以下のいずれかの方法で提出してください。

- 郵送の場合—11月3日またはそれ以前の日付の消印があり、遅くとも11月20日までに郡選挙管理委員会に届いている必要があります。送料は不要です！
- 本人持参—11月3日午後8時前までに、郡選挙事務所、California州の投票センターまたは投票所、投票用紙投函場所まで直接持参してください。
- 州法は、郵便投票用紙を持参する人を指名する自由を投票者に与えています。ただし、署名した記入済投票用紙は信頼できる人にのみ委任することをおすすめします。郡選挙事務所から提供された返送用封筒に封をして、裏に署名をしていない場合、郵便投票用紙を絶対に渡さないでください。

本総選挙で直接投票することはできますか？

郵送で投票することをおすすめしていますが、どの郡でも直接投票することは可能です。郵便投票用紙を郡の選挙事務所または投票場所に持参し、投票所係員に渡して投票所の投票用紙と交換してください。郵便投票用紙と封筒がない場合は、暫定投票用紙を使って投票する必要があります。そうすると、まだ投票を投じていないことを保証できます。

身体障害のある投票者は郵便投票ができますか？

すべての郡の選挙事務所に、リモートアクセス可能な郵便投票 (RAVBM) と呼ばれる、容易にアクセスできるオプションの提供が義務付けられています。RAVBMシステムでは、身体障害のある投票者が自宅で投票用紙/投票項目一覧表を受け取り、それぞれ個別に記入し、選挙管理人に提出することができます。2020年11月3日の総選挙では、すべての登録投票者がRAVBMを利用できます。RAVBMに登録するには、voterstatus.sos.ca.govにアクセスしてください。

郡が郵便投票を受理したことはどのように確認できますか？

有権者は「Where's My Ballot?」ツールに登録すると、郵便投票の状況を確認することができます。wheresmyballot.sos.ca.govに登録すると、テキストメッセージ (ショートメール)、電子メール、または音声通話で、郵便投票の状況の自動更新を受け取ることができます。

「Where's My Ballot?」ツールに登録すると、次の場合、お住まいの郡の選挙事務所から更新メールが自動送信されます。

- 投票用紙を郵送した場合
- あなたの投票用紙を受け取った場合
- あなたの投票用紙が集計された場合
- あなたの投票用紙に問題が見つかった場合

投票するために仕事を休むことはできますか？

勤務時間外に投票する時間が十分でない場合、すべての被雇用者は投票のために有給休暇を取ることができます。

被雇用者は投票するために必要な時間が与えられますが、給与は最大二時間分しか支払われません。雇用主は、被雇用者が投票のために追加の休みが必要な場合は、事前に通知するように要求することができます。雇用主は、仕事の開始時、または終了時にのみ休みを取るように要求することができます。

ご質問がある場合は、州務長官の無料通話投票者ホットライン (800) 339-2865 までご連絡ください。

投票するときに身分証明書の提示は必要ですか？

ほとんどの場合、California州の有権者は投票前に身分証明書を提示する必要はありません。

郵便またはオンラインで登録後に初めて投票する場合で、申込書（またはその他の身分証明書）に次の情報が提供されていない場合、投票所で一種類の身分証明書の提示をする必要がある可能性があります。

- 州発行の運転免許証または識別番号、または
- 社会保障番号の下4桁。

以下は、州または連邦法に従って、認められている身分証明書の種類の一部です。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| • 運転免許証または州発行の身分証明書 | • 学生証 |
| • パスポート | • スポーツクラブ会員証 |
| • 社員証 | • 保険証書 |
| • 軍人身分証明書 | • クレジットカードまたはデビットカード |

身分証明書の完全な一覧については、「投票者でのIDについての要件 (Polling Place ID Requirements)」sos.ca.gov/elections/hava-id-standardsをご覧ください。

支援するには？

投票所係員として参加しましょう！民主主義の最も重要な一日「選挙日」に参加して貴重な経験を積みましょう！

投票所係員として働く場合、以下の条件を満たす必要があります。

- 米国民または合法的な永住者であること、または
- 資格のある高校生であること。

投票所係員:

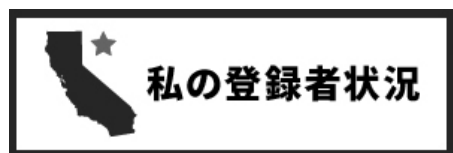
- 投票の場所の準備と後片付けをする
- 投票者による権利の理解をサポートする
- 投票用紙/投票項目一覧表および投票機器を保護する
- 収入を得ることができる（支給額は郡によって異なります）
- 地域社会に貢献し住民とコミュニケーションをとることができる

高校生投票所係員になるには、以下の条件を満たす必要があります。

- 米国民または合法的な永住者であること
- 投票日に16歳以上であること
- 公立/私立高校に在籍していること
- 成績平均点（GPA）が2.5以上であること
- 保護者と学校の許可を得ていること
- 投票者係員研修に参加できること

投票所係員についての詳細は、郡選挙事務所にお問い合わせいただくか、vote.ca.govをご覧ください。

投票者登録状況をオンラインで確認する



州務長官のMy Voter Statusページvoterstatus.sos.ca.govでは、投票者登録状況の確認、投票所の場所や投票センターの検索などが可能です。

私の登録者状況では次のことが可能です。

- 投票者登録済みか、登録済みの場合は登録されている郡を確認する
- 支持政党を確認する
- 投票所または投票センターを検索する
- 居住する地域で予定されている選挙を確認する
- 州全体の選挙前に投票者ガイド (VIG) を電子メールで受信する (VIGの登録解除の詳細は以下をご覧ください。)
- 居住する郡の選挙事務所の問い合わせ先を確認する
- 郵便投票または暫定投票の状況を確認する

投票者登録状況を確認するには、氏名、California州の運転免許証、身分証明書番号、社会保障番号（下4桁）、生年月日が必要です。

My Voter Statusツールを使用して、州VIGの受信登録を解除できます。ただし、同世帯の他の登録投票者が郵送を申請した場合、州VIGは登録住所に郵送されます。登録を解除し、郵送でも州VIGを受け取らない場合でも、州全体の各選挙前に、VIGウェブサイト (voterguide.sos.ca.gov) で州全体の候補者と投票法案を確認することができます。

開始するにはvoterstatus.sos.ca.govにアクセスしてください。

提案14

本投票対象法案はCalifornia憲法の第II条第8節の規定に従って州民に提出される。

本投票対象法案は複数の節を修正し、安全衛生法に追加する。よって、削除を提案された現行の規定は取消線を入れて印刷され、追加を提案された新しい条項はイタリック体で印刷されて新規であることを示す。

法案

2020年California幹細胞研究・治療イニシアティブ

第1節 表題

この法案は「California Stem Cell Research, Treatments, and Cures Initiative of 2020 (2020年California幹細胞研究・治療イニシアティブ)」と称する

第2節 研究結果および宣言

California州民はここに以下を宣言する：

(a) 2004年、Californiaの有権者は、California独自の幹細胞研究・治療開発資金提供研究所を設立し、Californiaが幹細胞研究の最先端分野における世界的な指導者としての位置を獲得することで、幹細胞研究を制限しようとする連邦政府の試みを拒絶した。

(b) それ以降、Californiaの有権者により設立されたCalifornia Institute for Regenerative Medicine (California幹細胞研究所) は州各地の70の施設や事業所で1,000を超える研究プロジェクトに資金提供を行い、これは慢性傷病の治療法発見を目的とする70以上の人間への臨床試験に貢献した複数の発見を含む、論文審査を受けた2,500以上の医学研究発見につながった。他にも多数の発見が臨床試験に進むための追加資金を待っているところである。これまで、本研究所からの資金提供を受けた臨床試験において、あるいはこの研究所のセンター・オブ・エクセレンスで約2,000人の患者が治療を受けた、あるいは受ける予定であり、California幹細胞研究所が治療法開発に資金提供を行った臨床試験あるいは本研究所のセンター・オブ・エクセレンスに4,000人以上の患者が登録済みまたは登録される予定である。

(c) California幹細胞研究所からの資金提供を受けた研究者たちは、癌、糖尿病、心臓病、下部呼吸器疾患、腎臓疾患、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄損傷、失明、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、HIV/AIDS、多発性硬化症、および統合失調症やうつ病、自閉症などの精神健康障害を含むが

これらに限定されない重篤な傷病に対する治療法の開発に取り組んでいる。

(d) 本研究所からの資金提供を受けた研究者たちは、癌治療から「バブル・ベイビー」病(重症複合免疫不全症候群)の治療法まで、多数の重篤な疾病の治療法開発において著しい進歩を遂げており、後者ではすでに多数の幼児の命が救われている。しかし、これらのプロジェクトの多数は、研究段階から臨床に進むための追加資金を必要としている。

(e) California幹細胞研究所からの支援を受けて開発された治療法は人生を変えている。本研究により、ダイビング事故で麻痺した高校生が上半身の機能を回復して大学に進学し、遺伝的疾患で失明した母親が視力を回復している。また、胎児の死亡の原因となる疾病に対する治療法が発見された。

(f) 2018年全体で、本研究所からの資金提供を受けた研究プロジェクトは\$30億以上のマッチングファンドを集め、Californiaで55,000を超える専従換算雇用を生み出したと推定されており、その結果、州および地方税の税収がおよそ\$6億4,100万増加し、Californiaの経済活動が\$107億増大した。California幹細胞研究所は州外から何百人もの研究者と多数の企業をCaliforniaに呼び寄せ、Californiaはこの分野における世界的指導者となった。これらのプロジェクトによって\$30億を超えるマッチングファンドが集まったことで、慢性傷病の治療のための研究・治療への投資を行うという投票者の決定の価値の正当性が確認された。

(g) California幹細胞研究資金提供研究所は大きな進歩を遂げたが、やるべき仕事はまだたくさんある。重要な研究に対する連邦からの新しい制限や反科学的計略の増加、そして連邦政府からの研究開発資金の減額の脅威がある中、この有望な分野の研究が継続され、プロジェクトを研究段階から臨床に進められるよう、Californiaは再度先頭に立つ必要がある。

(h) 追加基金がなければ、これらの有望な研究開発プロジェクトの多数が、人生を変える可能性のある治療に関する作業を中止せざるを得なくなる。慢性傷病をもつCaliforniaの患者に対して治療法を利用可能にすることを目的に、臨床試験を含む開発プロセスを通じた有望な発見を促進するため、California幹細胞研究所は追加資金を必要としている。

第3節 目的および意図

本イニシアティブの制定にあたり、以下により、慢性傷病を緩和または治癒させ、それによって人的苦痛と医療費を軽減または緩和し、California住民の健康と生産性を向上させるための幹細胞研究への支援を継続することが、California州民の目的と意図である：

(a) California幹細胞研究所が糖尿病や癌、HIV/AIDS、心臓病、麻痺、失明、腎臓病、呼吸器疾患、その他多数の重大な疾病の治療法開発のための幹細胞およびその他の極めて重要な研究への資金提供を継続するため、公債基金に\$55億を提供する。

(b) アルツハイマー病やパーキンソン病、脳卒中、認知症、てんかん、うつ病、脳腫瘍、統合失調症、自閉症、その他の脳疾患などの脳および中枢神経系の疾患に対する治療法の研究支援と開発に\$15億を投入する。

(c) より多くのCalifornia住民が慢性傷病に対する有望な新しい治療法の臨床試験に参加する機会を持てるようにすること、臨床試験を支援し、将来の治療提供の基盤となるアルファ幹細胞クリニックやコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスのような専門治療が提供可能なクリニックの数と地理的範囲を広げること、また、Californiaの患者が研究所から資金提供を受けた研究開発から生まれる治療を受けられるようにすることで、治療へのアクセスのしやすさと費用面での利用しやすさを向上する。

(d) 四年ごとに更新される利益相反に関する厳格な規則、研究所が雇用できる従業員数の制限、公債の少なくとも92.5パーセントが研究および治療の開発・提供に使用されるようにするための研究所の管理費上限設定を含め、厳格な説明責任と透明性を要求する。

(e) 有望な研究開発が確実に臨床へと進み、その結果得られる治療をCaliforniaの患者が確実に利用できるようにするために必要な職を創出する。

(f) 患者のための幹細胞治療の開発におけるCaliforniaの世界的リーダーとしての地位を強化する。

(g) Californiaの患者が新しい治療を利用できるようにするという目標に向けて、この臨床研究が新しい治療をより迅速に進められるよう、研究所基金を活用するため、研究所からの資金提供を受けたプロジェクトに対する民間投資を促進する。

(h) 最初の5年間、公債に対する一般基金支払いを延期し、任意の1年間、公債発行を総計で州の既発および認可済み一般保証債権の半分未満に制限し、2020年1月1日時点で、公債の販売期間を10年未満に義務付け、Californiaの患者が研究所から資金提供を受けた研究の恩恵を受ける期間と支払い期間とが一致するよう公債費用を最大40年間に拡張することで、一般基金を保護する。

第4節 125290.72節は安全衛生法に以下のとおり追加される:

125290.72 アルファ幹細胞クリニックプログラムを拡大し、コミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスプログラムを設立する

(a) 臨床試験が実施され、全患者が治療を利用できるセンター・オブ・エクセレンス（中核的研究拠点）の設立に対する資金を提供するため、研究所はアルファ幹細胞クリニックプログラムを拡大し、コミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスプログラムを設立するものとする。コミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスプログラムの目標は、臨床試験を行うセンター・オブ・エクセレンスを地理的に多様な場所に設立することにより、Californiaの患者にとっての臨床試験に対するアクセスと研究所から資金提供を受けた研究から得られた治療法へのアクセスのしやすさを向上し、その結果得られる治療法をCaliforniaの患者に広く利用可能とするため、アルファ幹細胞クリニックプログラムの能力を拡大することである。

(b) 研究所は、患者のアクセスを促進するため、アルファ幹細胞クリニックの場所を考慮し、コミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスの地理的分布をさらに改善するためのコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスに対する申し込みへの資金提供を優先するものとする。研究所は、研究所の理事会が設定した最高の医療基準に合致した、マッチングファンドまたは検証された現物給付支援を提供するアルファ幹細胞クリニックとコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスに対する申し込みを優先するものとする。

(c) アルファ幹細胞クリニックとコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスの助成金申し込みには、申し込み者がそして経済手段や地理的位置に関わらず、Californiaの患者の臨床試験へのアクセスを向上するために申し込み者がどのように附属病院と臨床試験に参加する患者のアクセス費用を支援するかについての記載を含む、Californiaの患者の臨床試験へのアクセスを向上させ、研究所からの資金提供を受けた研究から得られた治療法をCaliforniaの患者により広く利用可能とするための計画を含める必要がある。

(d) アルファ幹細胞クリニックおよびコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスが受ける資金は第106部第5編第3章第1条（125290.10節から）に示す手順に従うものとする。

第5節 125290.73節は安全衛生法に以下のとおり追加される:

125290.73 科学医療トレーニング・フェローシップ・プログラム

(a) 研究所はトレーニング・フェローシップ・プログラムを設立するものとする。このトレーニング・フェローシップ・プログラムの目標は以下のとおりとする:

(1) Californiaが新しい発見を研究段階から臨床に進めるために必要な要員を確保できるようにする。

(2) 治療へのアクセスしやすさを加速し、研究所からの資金提供を受けた研究から得られる治療法をCaliforniaの患者が利用できるようにする。

(3) 幹細胞研究やその他の極めて重要な研究の機会と治療の開発・提供において職に就けるよう、Californiaの大学生と修士課程の学生を訓練する。

(4) フェローシップを受けて幹細胞その他の極めて重要な研究機会分野や治療法の開発・提供に従事するインターン、研修医、大学院研究生を含むがこれらに限定されない大学院生、博士課程修了後の学生、医学部生を支援する。

(b) (1) (A) このプログラムは、幹細胞研究とその他の極めて重要な研究機会および治療の開発・提供分野における実地訓練・教育を含む、幹細胞研究とその他の極めて重要な研究機会および治療の開発・提供分野の上級学位および技術職に向けて大学生を訓練し、修士課程大学院生にフェローシップを提供するトレーニングプログラムを開設するため、CaliforniaのコミュニティカレッジおよびCalifornia州立大学キャンパスに資金を授与するものとする。研究所からの資金提供を受けた治療について全コミュニティが認知し、それらにアクセスできるようにするため、Californiaの多様なコミュニティに関わる直接的な患者の関与とアウトリーチ活動をこのプログラムの優先成果とする。本研究所は州各地のトレーニングの地理的分布と社会経済的多様性を向上する研究所の申し込み、およびマッチングファンドや検証された現物支給支援を提供する申し込みへの資金提供を優先するものとする。

(B) 本研究所は、本研究所の資金提供を活用し、幹細胞やその他の極めて重要な研究機会と治療の開発・提供の分野を促進する技術職における学生の雇用機会を創出するため、トレーニングプログラムの一貫として共同投資、資金提供を受ける実習を設定することができる。

(2) (A) 本フェローシップ・プログラムは、幹細胞その他の極めて重要な研究機会や治療の開発・提供に関与するインターン、研修医、大学院研究生を含むがこれらに限定されない、大学院生、博士課程修了後の学生、医学部生に対するフェローシップ助成金を授与するため、Californiaの学術および非営利研究機関に資金を授与するものとする。フェローシップ資金は独立したもので、その他の資金源を補足するものでもよい。

(B) 本研究所は、フェローシップ・プログラムへの参加の一環として、アルファ幹細胞クリニックおよ

びコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスで働けるようフェローを訓練するためのプログラムを設立することができる。

(c) トレーニング・フェローシップ・プログラムの支給金は第106部第5編第3章第1条（125290.10節から）に示す手順に従うものとする。

第6節 125290.74節は安全衛生法に以下のとおり追加される：

125290.74 共用研究所プログラム

(a) 本研究所は、専門機器、細胞株の提供、培養物質、研究方法・技術に関する指導・訓練のためにCaliforniaに所在する学術・非営利研究機関に資金を提供するため、共用研究所プログラムを再度設立するものとする。共用研究所プログラムの助成を受けるものは、助成を受ける研究所で研究を行う調査員に対して研究所の使用を提供し、近隣の研究機関に妥当なアクセス計画を提供し、また、助成金を受ける研究所で研究を行う学生と調査員に対して指導と研修機会を提供し、近隣の研究機関に妥当なアクセス計画を提供する義務を負うものとする。

(b) 本研究所は州内に共用研究所の地理的分布を改善する研究所の申し込みおよびマッチングファンドや検証された現物支給支援を提供する申し込みへの資金提供を優先するものとする。

(c) 共用研究所プログラムの授与金は第106部第5編第3章第1条（125290.10節から）に示す手順に従うものとする。

第7節 125290.75節は安全衛生法に以下のとおり追加される：

125290.75 治療へのアクセスのしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会

(a) メンバー

治療へのアクセスのしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会のメンバーは、以下のとおり、理事長と副理事長の任命を受け、理事会の承認を受けた17名とする：

(1) ICOC（理事会）のメンバー五名。少なくとも二名は125290.20節(a)号(3)、(4)、(5)または(6)項に従う指名によるメンバーから選出。

(2) 可能な場合、民間保険会社、健康管理組織または企業自家保険プランとの補償交渉に関する経験を含む、革新的治療医療補償期間、資格、払い戻しプロセスについての民間部門の経験を持つ一名。

(3) 可能な場合、連邦のMedicareまたはMedicaidサービスセンターに関する経験を含む、連邦の治療

補償、資格、払い戻しプロセスについての経験をもつ専門家または知識豊富な個人一名。

(4) Californiaの公的保険プログラム（Covered California）、補償、資格、革新的治療の返金プロセスにおける経験を持つ専門家または知識豊富な個人一名。

(5) 幹細胞臨床試験に参加している、あるいは連邦食品医薬品局承認を受けた幹細胞または遺伝子治療法で患者を治療しているCaliforniaに所在する病院の代表者二名。

(6) 臨床試験へのアクセスや費用面での利用しやすさについて、または革新的治療へのアクセスや費用面での利用しやすさについて患者支援の経験のある慈善団体の代表者一名。

(7) 革新的治療の補償、資格、払い戻しプロセスについて技術的な専門知識または経験を持つ、患者用語団体の代表者二名。

(8) 革新的治療の直接・間接費用の補償における資金力格差の埋め合わせについて病院やクリニックを支援した経験を含む、革新的治療の補償または臨床試験について広告または民間保険業者、政府保険機関または企業自家保険プランと交渉した経験を持つ医療経済専門家一名。

(9) 民間保険業者や公的支援、非営利支援から財政支援を受けるための患者に対する援助、連邦食品医薬品局の承認を受けた臨床試験への参加や革新的治療に対するアクセスまたは財政支援資格の獲得を助ける社会サービス支援を得るための患者に対する援助の訓練を受け、経験を持つ患者ナビゲーター一名。

(10) 理事会の会長および副会長。

(b) 機能

治療へのアクセスのしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会は以下の機能を持つものとする：

(1) 研究参加者とその介護者についての医療費、宿泊費、食事代、旅費を含むがこれらに限定されない患者費用が払い戻されるという目標達成を支援するための患者適格費用に対する払い戻しに代わる手段を含め、California住民にとって、研究所から資金提供を受けた研究から得られた治療へのアクセスのしやすさ・費用面での利用しやすさを向上し、臨床試験へのアクセスを向上するための財務モデルを検討、開発し、実施を支援する。

(2) 理事会に対し、臨床試験へのアクセス獲得についてCaliforniaの住民を援助し、研究所の資金提供を受けた研究から得られた治療法をCalifornia全体で

Californiaの患者が利用できるようにするための方針やプログラムを提案する。

(3) 理事会に対し、経済手段に関わらず、臨床試験に参加できるようCalifornia住民を援助し、研究所の資金提供を受けた研究から得られた治療法をCaliforniaの患者にとって経済的に利用可能なものとするための方針やプログラムを提案する。

(4) アルファ幹細胞クリニック、コミュニティケア・センター・オブ・エクセレンス、その他のCaliforniaの医療研究所、および民間保険業者、政府プログラム、基金を含む医療支払者と協力し、経済的手段や傷病、健康状態に関わらず、研究所の資金提供を受けた研究から得られた治療法へのアクセスと費用面での利用しやすさを促進するためのモデルプログラムと補償モデルを開発する。

(5) 理事会に対し、研究所の資金提供を受けた研究から得られ、アクセスと費用面での利用しやすさを拡大するという目標をもってCaliforniaで公的または民間の資金を受けたプログラムを通じて患者が利用できる革新的治療の補償基準と払い戻しプロセスについて助言を行う。

第8節 125290.76節は安全衛生法に以下のとおり追加される：

125290.76 諮問特別委員会

(a) メンバー

会長と委員長は、科学的、政策的、倫理的、財政的、技術的問題を含む、研究所が管轄する分野における具体的な目標に対処するための専門家の助言を提供するため、一つ以上の諮問特別委員会を指名することができる。会長と委員長は、患者支援の視点をもったメンバー一名以上を含む、助言が求められる分野の専門家をそれぞれ同数指名するものとする。

(b) 機能

諮問特別委員会は、本研究所が管轄する、科学的、政策的、倫理的、財政的、技術的問題に関し、会長と委員長を通じて理事会に助言を行う。

(c) 業務

(1) 諮問特別委員会は助言のみを行い、政策提言について投票する際には諮問特別委員会は公開の会合を持つことを条件に、125290.50節に基づいて作業部会に適用される要件を科されるものとする。

(2) 諮問特別委員会が個別助成金や融資承認について検討し、見解を述べ、管轄権を持たないことを条件に、諮問特別委員会メンバーは作業部会のメ

ンバーに適用される利益相反要件を課されるものとする。

第9節 安全衛生法125290.20節は以下の通り修正される：

125290.20 ICOCメンバー、指名、任期

(a) ICOCメンバー

ICOCは以下のとおり指名される29—35名のメンバーを持つものとする：

(1) California大学San Francisco、Davis、San Diego、Los Angeles、および IrvineおよびRiverside校の総長はそれぞれ、各キャンパスから役員を一名指名するものとする。さらに、California大学San Francisco校（UCSF）総長は 地理的多様性とアクセスを促進するため、UCSF Fresno/Clovisキャンパスからも教職員、医師／科学者、研究者または役員を一名指名するものとする。

(2) 知事、副知事、財務官、監督官はそれぞれ、以下の三つのカテゴリーから役員を指名するものとする：

(A) 幹細胞研究、その他の極めて重要な研究機会、治療開発、または治療提供において成功と指導力をすでに示し、以下の基準に合うCalifornia大学の五つ七つのキャンパスを除く、Californiaの大学：

(i) 全国的にランク付けされた研究病院および医学部；この基準は四名の指名のうち二名にのみ適用される。

(ii) 年間平均額一億ドル（\$100,000,000）を超える科学および／または医学研究助成金および契約を近年処理した証明済みの実績がある。

(iii) 過去五年間に、最大数の生命科学分野の特許をもつアメリカ合衆国のトップ10大学にランク入りしている、または全米科学アカデミーのメンバーを務める研究または臨床教職員を持つ。

(iv) このカテゴリーにおいて、知事は生物科学の上級学位をもつCalifornia州立大学システムから役員一名を指名することができる。

(B) 幹細胞研究、その他の極めて重要な研究機会、治療開発、または治療提供において成功と指導力をすでに示し、以下を持ち、California大学傘下でないCaliforniaの非営利学術・研究機関：

(i) 全国的にランク付けされた、または全米科学アカデミーのメンバーを務める研究または臨床教職員をもつ研究病院。

(ii) 過去五年間に、年間二百万ドル（\$20,000,000）を超える生物科学研究予算を管理した証明済みの実績。

(C) 臨床試験の実施を含む実験的治療の実施成功または開発のバックグラウンドを持つ、または指名時に本研究所から資金の提供を受けておらず、申し込みもしていない、多能性または前駆幹細胞または遺伝子治療—を用いた治療の研究または開発または治療の提供に積極的に関与していない、Californiaの生物科学営利主体。革新的治療開発の成功実績を持ち、一般的に同じ資格を満たす団体の役員会メンバーを役員の代わりに指名することができる。

(D) 第(2)項では、単一の大学、研究所または団体からメンバー一名のみを指名するものとする。メンバーとして指名されるCaliforniaの大学、非営利研究機関または生物科学営利主体の役員は、妥当な場合、時折、当該団体の役員または医学部学部長に責務を委任することができる。

(3) 知事、副知事、財務官、監督官は、以下のとおり、Californiaの地方、州または国家疾病権利擁護団体のCalifornia代表者の中からメンバーを指名するものとする：

(A) 知事は、脊髄損傷、およびアルツハイマー病、および精神健康障害の各疾病権利擁護団体から一名ずつ、合わせて三三名のメンバーを指名するものとする。

(B) 副知事は、II型糖尿病、および多発性硬化症または筋萎縮性側索硬化症、および精神健康障害の各疾病支援団体から一名ずつ、合わせて三三名のメンバーを指名するものとする。

(C) 財務官は、I型糖尿病および心臓病の各疾病権利擁護団体から一名ずつ、合わせて二名のメンバーを指名するものとする。

(D) 監督官は癌とパーキンソン病の各疾病権利擁護団体から一名ずつ、合わせて二名のメンバーを指名するものとする。

(4) 下院議長は、精神健康疾患または精神健康障害に関するCaliforniaの地方、州または全国支援団体のCalifornia代表者の中からメンバー一名を指名するものとする。

(5) 上院議長代行は、HIV／AIDSに関するCaliforniaの地方、州または全国支援団体のCalifornia代表者の中からメンバー一名を指名するものとする。

(6) 財務官および監督官はそれぞれ、臨床試験管理、あるいは幹細胞または遺伝子治療提供の経験をもつ看護師一名を指名するものとする。

(6) (7) ICOCメンバーにより選出される会長および副会長憲法上定められた役人はそれぞれ、会長候補者と副会長候補者を指名するものとする。会長および

副会長はそれぞれ、六年の任期について選出される。会長および副会長は研究所の専任または非常勤従業員となり、以下の基準を満たすものとする：

(A) 議長が満たすべき基準

(i) 幹細胞研究の成功または治療開発や治療提供におけるその他の極めて重要な研究機会の支援における文書で証明される実績。

(ii) 基準および／または資金提供の医療法承認に関する経験を必ず含む、州および連邦法制定に関する経験。

(iii) (a) 号 (3)、(4)、(5) 項に基づく、指名資格要件を満たす。

(iv) Californiaに所在する、助成金または融資受給が予想される研究所に現在雇用されている、または休職中の者を除く。

(B) 考慮すべきその他の基準：

(i) 政府機関または施設での経験（幹部または役員の職）。

(ii) 政府基準・手順の確立の経験。

(iii) 政府機関または政府施設権力行使のための適切な政府権限の法的見直しの法的経験。

(iv) 公債金融の直接の知識と経験。

副会長は (A) (i)、(iii)、(iv) を満たすものとする。副会長は買い長の特性や経験を補完する特性と経験を持つ個人の中から選ばれるものとし、会長の資格や経験に示されない基準を満たしていることが望ましい。

(b) ICOCメンバーの指名

(1) 指名はすべて、本法の発行日から40日以内に行われるものとする。指名のいずれかが認められた時間枠内に完了しない場合、指名の60%が実施済みであることを条件に、ICOCは実施された指名をもって活動するものとする。

(2) 本章を加える法案本法案の発行日から45日後、監督官と財務官が、あるいは45日以内に一名のみ職務実行可能な場合は他方が、(a)号(6) (7)項に従って、憲法に規定される役人により任命された個人の中から会長および副会長を選出するため、ICOC指名メンバーの会議を招集するものとする。

(c) ICOCメンバーの任期

(1) (a)号(1)、(3)、(4)、および(5)、および(6)項に従って指名されたメンバーの任期は八年間とし、その他のメンバー全員の任期は六年間とする。

第(5) 項に準じて解任された場合を除き、メンバーは最大二任期まで務められるものとする。

(2) 任期間内に空きが生じた場合、指名機関は30 90日以内に残りの任期を務める後任を指名するものとする。

(3) 任期終了時、指名当局は30 90日以内にメンバーを指名するものとする。ICOCメンバーはその後任が指名されるまで役職を継続するものとする。

(4) (1) 項にも関わらず、指名機関は、任期いっぱい務める資格のある新メンバーを指名することにより、本項を追加する法案の発効日時点で当該メンバーの現在の任期の少なくとも半分を務めた、会長または副会長以外のメンバーを交代させることができる。こうした指名は本項を追加するイニシアティブの発効日から90日以内に行うものとする。

(5) ICOCは、定足数の60パーセントの投票により、当該メンバーの指名機関による、あるいは会長・副会長の場合で憲法により定められた役人一名以上が会長または副会長を任命していれば、任命機関による、メンバーの解任を勧告することができる。指名機関、または会長または副会長の場合には任命機関は、ICOCの勧告を受け、当該メンバー、会長または副会長を解任する権限を持つものとする。複数の憲法により定められた役人が会長または副会長を任命している場合、会長または副会長を解任するためにはそれぞれが同意しなければならない。

第10節 安全衛生法125290.30節は以下のとおり修正される：

125290.30 公に対する説明責任と財務に関する説明責任の基準

(a) 年次公開報告書

本研究所は、その活動、授与された助成金、進行中の助成金、研究成果、将来のプログラムの方向性を記した年次報告書を一般に向けて発行するものとする。各年次報告書には、研究・施設助成金の数と金額（ドル）、前年度の助成金受給者、本研究所の管理費、本研究所以外の資金源からの幹細胞研究用基金の利用可能性評価、有望な新しい研究分野を含む研究結果の要約、本研究所の助成金とその研究プログラムの全体戦略との関係の評価、本研究所の戦略的研究・財務計画の報告を含むが、これらに限定されないものとする。

(b) 監督官による検査のための独立財務監査

本研究所は認定会計事務所による独立財務監査を毎年委託するものとする。監査は監督官に提出され、監督官は監査を検査し、毎年、この検査の公的報告書を発行するものとする。

(c) 本研究所は、業務監査を2010-11財政年度から開始し、三年ごとに委託するものとする。業績監査は州の監査局により実施されることができ、利用可能な資源を用いて、経済、効率、有効性を達成しているかどうかを評価するため、研究所の機能、業務、管理システム、方針および手順を検査するものとする。業績監査は政府の監査基準に従って実施されるものとし、本研究所がICOCの方針・手順に従っているかどうかの検査を含むものとする。業績監査には科学的業績の検査を含める必要はない。最初の業績監査には以下のすべてを含める必要があるが、これらに限定されないものとする：

(1) 契約および助成金発行の方針と手順、および本研究所が実施する契約、助成金、融資の代表サンプルの検査。

(2) 本研究所から資金提供を受けた、または委託された研究に関連する知的財産権の保護または処理に関する方針と手順。

(d) (b)および(c)号で定められる監査の管理費はすべて本研究所により支払われるものとする。

(e) 市民の財務説明責任監視委員会

監督官が委員長を務める市民の財務説明責任監視委員会を設立するものとする。この委員会は毎年の財務監査、監督官による報告と当該監査の評価、本研究所の財政実務を検査するものとする。監督官、財務官、上院議長代行、下院議長、ICOC議長はそれぞれ、当委員会の公的メンバー一名を指名するものとする。委員会メンバーは医療または患者支援のバックグラウンドと関連する財務問題の知識を持つものとする。委員会は本研究所の財政実務と業績に関する提言を行うものとする。監督官は職員に支援を提供する。委員会は適切な通知を行い、公式な意見公募期間を設けて公開の会合を開催するものとする。委員会は公の意見を評価し、年次報告書に適切な要約を含めるものとする。ICOCは委員会メンバーの一日当たりの費用に関連するすべての費用と毎年の報告書の発行に対して資金を提供するものとする。

(f) 公開会合法

(1) ICOCは一年に少なくとも三四回の公開会合を開催し、そのうち一回は本研究所の年次会合に指定されるものとする。ICOCは必要または適切とみなす場合、追加の会合を開催することができる。

(2) 本節に別段の定めのない限り、州政府法表題2第3部第1編第1章のBagley-Keene公開会合法第9条（11120節から）がICOCの全会合に適用される。ICOCは公開会合ですべての助成金、融資、契約を授与し、すべての統治、科学、診療、規制に関する基準を採択するものとする。

(3) ICOCは州政府法第11126節のもと、Bagley-Keene公開会合法で許可されているとおり、非公開セッションを実施することができる。さらに、ICOCは以下を検討または議論する際には非公開セッションを持つことができる：

(A) 開示することで個人のプライバシーを不要に侵害することになる、患者または診療対象者に関する情報に関する問題。

(B) 特許取得可能・不可能に関わらず、商業的価値のある商品またはサービスの組立、生産、構成のために使用する特定の個人のみが知っており、それにより、使用者が知らない、または使用していない競合者に対する優位性が得られる、特許取得されていない調査、計画、パターン、プロセス、ツール、仕組み、化合物、手順、生産データ、情報の編集を含むがこれらに限定されない、機密知的財産または作業成果物に関する問題。

(C) 出版前の機密科学研究またはデータに関する問題。

(D) 研究所の役員および従業員の指名、雇用、業績、報酬または解任に関する問題。本研究所の役員および従業員の報酬に関する決定は公開セッションでのみ行われるものとする。

(4) 125290.20節(b)号第(2)項で義務付けられる会合は州政府法11125.4節における特別会合とみなされる。

(g) 公記録

(1) 本節に別段の定めのない限り、州政府法表題1第7部第3.5章のCalifornia公記録法第1条（6250節から）が本研究所の全公記録に適用される。

(2) 本節のいかなる部分も以下のいずれかの記録の開示を必要とするものと解釈されない：

(A) 開示することで個人のプライバシーの不要な開示となる個人、医療または同様のファイル。

(B) 特許取得されておらず、商業的価値のある商品またはサービスの組立、生産、構成のために使用する特定の個人のみが知っており、それにより、使用者が知らない、または使用していない競合者に対する優位性を得られる調査、計画、パターン、プロセス、ツール、仕組み、化合物、手順、生産データ、情報の編集を含むがこれらに限定されない、特許取得可能または不可能な、機密知的財産または作業成果物を含む、または反映する記録。

(C) 申し込みおよび進捗状況報告を含むがこれらに限定されない、出版前の科学研究成果報告書または研究データ。

(3) 本研究所は、すべての決定事項に関する開票の概要と各役員の投票および忌避の開示をすべての議事録に含めるものとする。

(h) 競争入札

(1) 本研究所は、本節に別段の定めがある場合を除き、公契約法第2部第2編の第2.1章（10500節から）で定められるとおり、California大学に適用される競争入札要件を満たすものとする。

(2) 研究所の全契約について、ICOCはCalifornia大学が結ぶ契約に関し、Public Contract Code（公契約法）第2部第2編第2.1章（10500節から）により理事に義務付けられた手順に従うものとする。

(3) 本節の要件はICOCが承認する助成金や融資には適用されない。

(4) 本節に規定されている場合を除き、公契約法は本研究所が結ぶ契約には適用されない。

(i) 利益相反

(1) 本篇および125290.50編(e)号に規定されている場合を除き、州政府法表題9（81000節から）Political Reform Act（政治改革法）は本研究所およびICOCに適用されない。

(A) ICOCのメンバーは、自身の雇用者に対する助成金、融資、契約の承認や提供の決定に影響を与えるために自らの役職を利用せず、利用に加わらず、いかなる方法でも利用を試みないものとするが、メンバーは自身の雇用者と同じ分野の非営利団体への助成金、融資、契約の承認または提供の決定に参加することができる。

(B) ICOCのメンバーは、メンバーまたはその近親家族が患う、またはメンバーが疾病支援組織の代表として関心をもつ疾病に関する研究のための助成金、融資、契約の承認または提供の決定に参加することができる。

(C) 戦略的計画、構想計画、研究予算を含む基準の適用についての決定は本節の適用を受けない。

(2) California大学システムの教職員または管理者メンバーがICOCメンバーを務めることは、それ自体でCalifornia大学システムの教職員または管理者メンバーとして、ICOCメンバーの責務と矛盾、不適合、対立するものではなく、それに反するものでもなく、自動的に当該公職からの辞任につながるものではない。疾病支援団体、非営利学術研究機関または生物科学商業主体の代表者または従業員がICOCメンバーを務めることは、当該組織、機関または主体の代表者または従業員として、ICOCメンバーの責務と矛盾、不適合、対立するものではなく、それに反するものでもない。

(3) 以下の条件の両方が満たされる場合を除き、州政府法1090節はICOCによるいかなる助成金、融資、契約にも適用されないものとする：

(A) 助成金、融資、契約がICOCまたはメンバーが代表する組織のメンバーにより提供されるサービスに直接関係している、またはメンバーまたはメンバーが代表する組織に経済的な恩恵をもたらしている。

(B) メンバーが助成金、融資、または契約に関する決定について自身の役職の利用、利用への参加、何らかの方法での利用の企てを忌避していない。

(j) California州に支払われる特許使用料およびライセンス歳入

(1) ICOCは、すべての助成金と融資金について、California州立大学が基礎研究、治療開発、臨床試験から生じる特許、使用料、ライセンスから利益を得る機会と知的財産契約により不可欠な医学研究が不当に妨げられないようにする必要性とのバランスをとるための知的財産契約を結ぶことを求める基準を設定するものとする。本号に従って結ばれた知的財産契約により受領されたすべての使用料歳入は、一般基金の有利子口座に預け入れるものとし、法の許す範囲で、預け入れられた金額とその利子は、研究参加者のための適格な患者費用の払い戻しを含む、研究所から資金を受けた研究から得られる治療を当該治療代支払いのための手段を十分にもたないCaliforniaの患者に提供するための費用を相殺するために充当されるものとする。

(2) 以下に示すとおり、この基準には、少なくとも、融資受給者と施設助成金受給者以外のCIRM助成金受給者がCIRMからの資金提供を受けた研究から得られた発明または技術のライセンス契約または自己商品

化によって得る歳入の一部を分配するごいう義務を含めるものとする。該当する場合、本項および本項の実施のために適用される規則に準じて受領される歳入はすべて、合衆国法典第35編202(c)(7)条に従って一般基金に預け入れられるものとする。

(A) (i) 当該研究プログラムに授与された助成金の数にかかわらず、CIRMからの資金提供を受けた研究プログラムから得られた発明や技術の使用ライセンスを与える受給者は、総計50万ドル（\$500,000）を超えて受け取る歳入の25パーセントを一般基金に支払うものとする。50万ドル（\$500,000）という閾値は、アメリカ合衆国労働省労働統計局が作成し、2009年10月について発行された、全都市消費者、全品目消費者物価指数（San Francisco-Oakland-San Jose, 1982-84=100）を分母とし、受給者が助成金を受諾する月について発行された指数を分子とする分数単位で毎年調整されるものとする。2020年11月5日以降に授与される助成金については、50万ドル（\$500,000）という閾値は、アメリカ合衆国労働省労働統計局が作成し、2020年10月について発行された、全都市消費者、全品目消費者物価指数（San Francisco-Oakland-San Jose, 1982-84=100）を分母とし、受給者が助成金を受諾する月について発行された指数を分子とする分数単位で毎年調整されるものとする。

(ii) CIRM以外の資金源が発明または技術の開発に直接貢献した場合、一般基金への返還は以下のとおり計算される：当該発明または技術について、CIRMからの資金提供額を全資金源からの資金総額で割り、その分数を25倍する。この数を一般基金への返済率とする。

(B) (i) CIRMからの資金提供を受けた研究から得られた発明または技術を用いた製品を自己商品化する受給者は、当該製品の創造に貢献した研究の支援のために受給者が受けたCIRM助成金の総額の三倍に等しい金額を一般基金に支払うものとする。使用料返金率は受給者が製品から受け取る年間純収益の3パーセントとする。

(ii) で規定される支払いに加え、受給者が当該製品から得る年間純収益が暦年で2億5,000万ドル（\$250,000,000）を初めて超えた場合、受給者は、当該製品の創造に貢献した研究の支援のために受給者が受けたCIRM助成金の総額の三倍に等しい金額を一般基金に一回支払うものとする。

(iii) (i)および(ii)で規定される支払いに加え、受給者が当該製品から得る年間純収益が暦年で5億ドル（\$500,000,000）を初めて超えた場合、受給者は、当該製品の創造に貢献した研究の支援のために受給者が受けたCIRM助成金総額の三倍に等しい金額を一般基金に一回支払うものとする。

(iv) (i)、(ii)および(iii)で規定される支払いに加え、受給者が発明または技術について特許を取得し、当該製品の創造に貢献した研究の支援のために500万ドル（\$5,000,000）を超えるCIRM助成金を受け取っていて、受給者が当該製品から得る純商業収益が暦年で初めて5億ドル（\$500,000,000）以上となった場合、受給者は5億ドル（\$500,000,000）を超える純商業収益の1%を毎年、一般基金に支払うものとする。

(3) ICOCは本号実施のために規則を適用する権限をもつ。また、ICOCが第(1)項に準じ、治療開発や治療の患者への幅広い提供を含むがこれらに限定されない不可欠な医学研究が不当に妨げられないよう、あるいは、California州が基礎研究、治療開発、臨床試験から得られる特許、使用料、ライセンスからの利益を得る機会を確実にもてるようにするため、修正が必要であると判断する場合、ICOCは、規則を通じて第(2)項(A) (B)で指定される式を修正する権限をもつものとする。ICOCは、第(2)項(A) (B)で指定される式の修正に関し、投票権限を行使する10暦日前に、州議会の適切な財務・政策委員会に通知するものとする。本号に対する修正は、本号を修正する発案の発効日以前に行われた修正を含むがこれに限定されない、本項に準じて本号に示された規定を修正する本研究所の権限に影響を与えるものではない。

(k) Californiaの供給者に対する優先

ICOCは、合理的に可能な限り、物品およびサービスをCaliforniaの供給者から購入するための規則を設定し、物品およびサービスの50パーセント以上をCaliforniaの供給者から購入するよう誠心誠意努力するものとする。

(l) 追加的説明責任要件

厳格な宗教的利益相反規則、倫理的研究・治療基準、独立財務監査を含む厳格な説明責任と透明性を保証するため、ICOCは、こうした基準が研究所に適用される憲法上および法令上の要件を満たす程度まで、米国科学アカデミーが採用する基準に一般的に沿うよう、利益相反規則、倫理的研究・治療、

独立財務監査に関する基準を自らの裁量で更新するものとする。

第11節 安全衛生法125290.35節は以下のとおり修正される：

125290.35 医療・科学説明責任基準

(a) 医療基準

科学・医療研究のための技術基準における州の代替プログラムとの重複や不一致を避けるため、125315節を除き、125300節(b)号、125320、125118、125118.5、125119、125119.3、および125119.5節、または多能性幹細胞および／または前駆細胞の研究調査またはその他の極めて重要な研究機会を取り扱う現在または将来の州法または規則の定めにかかわらず、本法案の具体的な制御と意図を実行するため、本研究所は独自の科学・医療基準を策定する。基準の制定、助成金の授与および本法案に準じて授与される助成金の管理について、ICOC、その作業部会、および助成金受給者は本法案の条項のみに従うものとする。

(b) ICOCは以下のとおり基準を設定する：

(1) インフォームド・コンセント

国立衛生研究所からの資金提供を受けた全研究について2003年1月1日に定められ、本研究所の使命と目的に合わせて修正を加えた基準に最初は一般的に基づくことになっている、研究ドナー、患者または参加者のインフォームド・コンセントを得るための基準。

(2) 人間が関与する研究に対する管理

国立衛生研究所が發布し、2003年1月1日に発効し、研究所の使命と目的に合わせて修正が加えられた、最初は研究所審査委員会基準に一般的に基づくことになっている、人間被験者が関わる研究のレビューについての基準。

(3) 報酬の禁止

費用の払い戻しは認めるが、研究ドナーや参加者に対する報酬を禁止する基準。

(4) 認められる払い戻し

臨床試験への機能的なアクセスを保障するため、研究参加者と介護者に対する診療費・宿泊費、食費、旅費を含むがこれらに限定されない経費の払い戻しを認める基準本項では、「介護者」に家族、友人、支持療法を行うプロの介護士を含む。

(4) (5) 患者プライバシー法

州および連邦の患者プライバシー法の順守を保障する基準。

(5) (6) 細胞に対する支払いの制限

幹細胞または幹細胞株の購入のための支払いを、除去、加工、廃棄、保存、品質管理、保管、または移植、法的取引費用、または、特に医療または科学技術、製品、または使用料、特許、ライセンス費用その他の知的財産費用のための処理に必要な支払いを含む、これらの医療措置に関連するその他の管理費のための妥当な支払いに制限する基準。

(6) (7) 細胞獲得の時間制限

胚盤胞からの細胞抽出を行える期間を当初、胚盤胞および／または細胞が冷凍保存されている期間を除き、細胞分割開始後8-12日までに制限する基準

(8) 遺伝子治療・研究の基準。

ICOCの裁量で一般的に米国科学アカデミーが採用する基準に基づく、遺伝子治療に関する研究のための基準

第12節 安全衛生法125290.40節は以下のとおり修正される：

125290.40. ICOCの機能

ICOCは以下の機能を果たすものとする：

(a) 本研究所の業務を監督する。

(b) 本研究所の毎年および長期の戦略的研究・財務計画を策定する。

(c) 幹細胞発見研究・初期開発から臨床試験および治療提供まで、治療開発・提供の全範囲にわたり、Californiaでの研究基準および助成金授与に関する最終決定を行う。

(d) 本研究所の業務に対する毎年の財務監査を確実に完了させる。

(e) 本研究所の活動に関する公的報告書を発行する。

(f) 公共の病院・クリニックを通じて手頃な料金の幹細胞および関連治療への患者のアクセスを向上し、研究所からの資金提供を受けた研究から生じる知的財産権に関する方針を策定するためのプログラムを制定作成し、実施する。

(g) アルファ幹細胞クリニックおよびコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンス、トレーニングおよびフェローシップ、共用研究所プログラムを含

むがこれらに限定されない本研究所の研究・治療開発・治療提供プログラムを設立し、監督する。

(h) 医療提供者、研究・治療開発機関、企業、政府機関、慈善家、基金、患者支援団体を通じ、治療へのアクセスしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会からの提言に基づき、研究所の資金提供を受けた研究から得られる治療をCaliforniaの患者にとって利用可能で適切な価格とするための方針とプログラムを制定し、その作成を監督する。

(g) (i) ICOCとその作業部会について規則と指針を設定する。

(h) (j) 本研究所に対する権力、権限、管轄権の行使に必要なまたは適切なその他のあらゆる行為を実施する。

(i) (k) 作業部会のメンバーを選定する。

(j) (l) 本章の目的および規定を実施し、ICOCの手順を規定する規定・規則を採用、修正、廃止する。第(k) (m) 号に規定されている場合を除き、これらの規定・規則はProcedure Act（管理手順法、州政府法表題2第3部第1編第4.5 3.5章第11371 11340節以下）に従って適用されるものとする。

(k) (m) 管理手順法（APA）にかかわらず、本章で取り扱われる研究の迅速な開始を促進するため、ICOCはAPAに定める手順に準拠しない暫定規則を適用することができる。APAに準じて適用される規則がそれ以前に置き換わらない限り、暫定規則は270日間有効とする。(l)号において、申し込み、プログラム公告、受給通知の依頼は規則とみなされる。

(h) (n) California幹細胞研究治療財務委員会からの公債発行とプール資金投資委員会からの融資を依頼する。

(m) (o) 本研究所が、その中核となる医学・科学研究プログラムの進展を阻むことなく、業務の最初の五年間にCalifornia州にとって活動の歳入をプラスとするという目標を達成する研究所の能力を最大化するため、資金調達・財務プログラムを毎年修正することができる。

(n) (p) 州政府法第11005節の定めにかかわらず、毎年の研究助成基金および研究所の業務の補完のために用いられる可能性のある贈答品、使用料、利子および充当金を含むがこれらに限定されない、追加の報酬や不動産・動産を受け取る。

(e) ICOCの指導の下、本研究所は混乱と研究所の活動に対する悪影響を最小限に抑えることを目的に、

研究所とICOCとの両方の指導陣変更を取り扱う継承計画を作成するものとする。完成後30日以内に継承計画の写しを知事、監督官、州議会に送信するものとする。継承計画には以下を含むがこれらに限定されないものとする：

(1) 新任者を探し始める前の指導陣ニーズ評価。

(2) 継承手順の概要。

(3) 知識移転を成功させるための戦略。

(q) 本研究所に適用される憲法および法律上の要件に従い、研究基金の授与における利益相反を防ぐために米国科学アカデミーが設定したベストプラクティスに基づいて資金の授与を考慮し、米国科学アカデミーが採用する基準と一般的に同調するよう、これらの基準を四年ごとに更新するため、本条に示される制約の下、利益相反基準を策定し、ICOCの裁量で、米国科学アカデミーおよび科学・医療説明責任基準作業部会と協議する。

13節 安全衛生法125290.45節は以下のとおり修正される：

125290.45 ICOCの業務

(a) 法的手段および責任

(1) 本研究所は訴訟を起こし、受けることができる。

(2) ICOC基準に基づき、研究所助成金受給者は、弁護士費用を含む、当該助成金に従って受給者が実施した研究から生じるいかなる損失、請求、損害、費用または法的責任に対しても研究所の責任を免じ、保険をかけ、免責する、あるいは受給者は追加保険契約者として本研究所の名前を含め、当該保険の証拠を提出するものとする。

(3) ICOCが直面する問題の科学的、医学的、技術的性質を鑑み、州政府法第11042節の定めにかかわらず、本研究所が司法長官局により提供されない専門サービスを必要とするとICOCが判断する場合、本研究所は外部弁護士を雇用する権利を有する。

(4) 本研究所は法律で許可される契約または義務を結ぶことができる。

(b) 職員

(1) ICOCは研究所に認められる従業員総数を時折決定するものとし、その数は研究所職員とみなされない作業部会のメンバーおよびICOCメンバーを除き、また、研究所から資金提供を受けた研究から得られる治療をCaliforniaの住民にとって利用可能で適切な

価格とするための方針とプログラムの開発を支援するための最大15人の追加従業員（専従換算）を除き、70人（専従換算）を越えないものとする。従業員数上限は公債収益または一般基金以外の財源から資金供給される従業員に対しては適用されない。ICOCは、ICOCから委譲されるあらゆる権限を行使する会長、副会長、委員長を選任するものとする。以下の機能は会長、副会長、委員長に適用される：

(A) 会長の主な職責は、科学・医療作業部会助成金、融資、施設、基準評価のあらゆる評価と承認を含めたICOCアジェンダとワークフローの管理、およびすべての年次報告書と公的説明責任要件の監督；本研究所の公債資金計画および資金キャッシュフロー計画の管理と最適化；California州議会、合衆国議会、Californiaの医療制度との交渉；他の州、国、領土または機関との協力を通じたマッチングファンドまたは追加資金を生み出すことを含むがこれらに限定されない、本研究所にとってのあらゆる財務レバレッジ機会の最適化；および知的財産契約、方針、契約期間についての交渉の主導である。会長は、治療へのアクセスしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会、科学・医療説明責任基準作業部会、および科学・医療研究施設作業部会のメンバーを務め、また、職権上、科学・医療研究資金作業部会のメンバーも務めるものとする。副会長の主な職責は、全責務において会長を支援し、会長不在の場合にその責務を実行することである。

(B) 委員長の主な職責は、本研究所の最高責任者を務め；本研究所の作業部会に就任する合衆国で最高レベルの優秀な科学・医療人材を採用し；助成金、融資、施設、基準に関する提言を作成するための全作業部会要件を支援するプロセスについてICOC職員に指示し、参加し、これらの提言、これらとICOCの一般的問題に関するすべての決定の実施についてのICOCの評価・措置プロセスを指揮・支援し；研究所職員を雇用、指揮、管理し；研究所の予算および費用管理プログラムを策定し；全助成金受給者の業績を含む、ICOCの全規定・規則の順守を管理し；すべての知的財産契約と研究所または研究所が資金提供する研究に関するその他の契約を管理・実施することである。

(2) 会長、副会長および委員長(3)項に準じて報酬を受ける、125290.20節(a)号(3)、(4)、(5)項に準じて

指名されるメンバーを除き、ICOCの各メンバーは、メンバーの職責遂行に実際に費やされた日、一日あたり百ドル（\$100）（生活費について毎年調整される）およびメンバーの職責の実施にあたって発生する妥当かつ必要な旅費その他の経費を受け取るものとする。

(3) ICOCは、125290.20節(a)号(3)、(4)、(5)、(6)項に準じて指名されるICOCメンバーを含む、すべての作業部会のメンバーについて、一日当たりのコンサルティング料と経費払い戻し基準を設定するものとする。一日当たりのコンサルティング料には研究所、作業部会、ICOC会合のための準備および参加に費やした時間を含むものとし、メンバーの病状のため、メンバーの会合への参加を支援する必要があるときは、介護者に対する報酬および経費払い戻しを含むものとする。

(4) 州政府法第19825節の定めにもかかわらず、ICOCは、California大学システム内の医学部および第125290.20節(a)号(2)項に記載される非営利学術・研究機関の役員および科学・医学・技術・管理職員の報酬レベルの範囲内で、会長、副会長、委員長、また、研究所の科学・医学・技術・管理職員に対する報酬と、旅費払い戻し率および引越・移住経費の限度額を設定するものとする。

第14節 安全衛生法125290.50節は以下のとおり修正される：

125290.50 科学・医療作業部会——一般

(a) 以下のとおり、本研究所は三四つの個別の科学・医療作業部会をもち、これらをここに設立する：

- (1) 科学・医療研究資金作業部会。
- (2) 科学・医療説明責任基準作業部会。
- (3) 科学・医療研究施設作業部会。
- (4) 治療へのアクセスしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会。

(b) 作業部会メンバー

(1) 科学・医療作業部会のメンバーの指名は、ICOC当初メンバーの選出・指名から30日以内にICOCの充足数の過半数をもって行うものとする。作業部会メンバーの任期は六年間とするが、最初の六年間の任期後、三分の一の任期が二年後に、三分の一の任期が四年後に、三分の一の任期が六年後に終了するようメンバーが選出されるよう、メンバーの任期を

ずらして調整する。その後の任期は六年間となる。作業部会のメンバーは最大二期連続で務めることができるが、ICOCは、充足数の過半数をもって、ICOCに所属しない作業部会メンバーを再指名し、二期以上連続して務めさせることができる。

(2) 治療へのアクセスしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会のメンバーの指名は、本項を追加するイニシアチブの発効日から90日以内にICOCの充足数の多数決をもって行われるものとする。作業部会のメンバーの任期は六年間とし、メンバーは最大二期連続で務めることができる。ただし、ICOCは、充足数の三分の二をもって、ICOCに所属しない作業部会メンバーを再指名し、二期以上連続して務めさせることができる。

(3) ICOCは、特定の専門家レビューセッションのための専門知識を得るために必要な場合、専門家レビューセッション一回につき三名を越えない数の各作業部会に対して投票権をもつ特別メンバーを指名することができる。

(c) 作業部会会合

各科学・医療作業部会は、本研究所が別段の定めを行わない限り、年に四回会合を開き、そのうちの一回を年次会合に指定するものとする。

(d) ICOCに対する作業部会の提言

作業部会の各パネルの提言は、作業部会の各パネルメンバーの充足数の過半数をもってのみ、ICOCに提出できる。作業部会パネルの35パーセントのメンバーが共に少数派に加わる資金援助範囲について多数を認める場合、申し込みの強みと弱みの要約および多数が支持する提言に対する反論を含む、少数派提言報告をICOCに提出できるものとする。ICOCは研究・施設助成金や融資授与の申し込みについての決定および規制基準、方針、プログラムの採用の際、作業部会の提言を考慮するものとする。各作業部会はICOCに対し、当該作業部会についての規定、手順、実務について提言を行う。

(e) 利益相反

(1) ICOCは、ICOCに所属しない作業部会メンバーの参加を管理するため、国立衛生研究所科学レビュー委員会メンバーに適用される基準をもとに、利益相反基準を適用するものとする。

(2) ICOCは、研究所職員の中から倫理担当役員一名を指名するものとする。

(3) 作業部会は純粹に助言を行うためのものであって最終決定権限をもたないため、作業部会のメンバーは政治改革法（州政府法表題9（81000節から））、州政府法1090節および19990節、および公契約法10516節および10517節における公務員、従業員またはコンサルタントとは見なされない。

(f) 作業部会記録

作業部会の提言の一部として承認を得るためにICOCに提出される作業部会の記録はすべて、公記録法の適用を受ける。本号に規定されている場合を除き、作業部会は州政府法表題2第3部第1編第1章第9条（11120節から）または州政府法表題1第7部第3.5章第1条（6250節から）の規定を受けない。

第15節 安全衛生法125290.55節は以下のとおり修正される：

125290.55 科学・医療説明責任基準作業部会

(a) メンバー

科学・医療説明責任基準作業部会は以下の19名のメンバーをもつものとする：

(1) 125290.20節(a)号(3)、(4)、(5)項に示される疾病別分野に重点を置く10のグループから、または125290.20節(a)号(6)項に準じて指名されたメンバーから、ICOCメンバー五名。

(2) 多能性・前駆細胞研究の分野で全国的に認められた科学者および臨床医九名。

(3) 医療倫理学者四名。

(4) ICOC会長。

(b) 機能

科学・医療説明責任基準作業部会は以下の機能をもつものとする：

(1) ICOCに対し、科学的、医学的、倫理的基準を提言する。

(2) 125290.35節(b)号(2)項に合致した医学研究における人間被験者の適切な取り扱いに対する研究・臨床上の取り組みのための材料・細胞獲得の安全かつ倫理的な手順についての基準を含む、臨床試験と患者に対する治療提供の医学的、社会経済的、財務的なあらゆる側面についてICOCに基準を提言し、患者プライバシー法を順守する。

(3) 必要な場合、(1)および(2)項に記す基準の修正をICOCに提言する。

(4) (1)および(2)項に記す基準を確実に順守するため、資金援助を行った研究の監督に関し、ICOCに提言を行う。

(5) ICOCに助言を行うため、科学・医療研究資金作業部会および科学・医療研究施設作業部会は、倫理と規制に関する問題について継続的にICOCに助言を行う。

第16節 安全衛生法125290.60節は以下のとおり修正される:

125290.60 科学・医療研究資金作業部会

(a) メンバー

科学・医療研究資金作業部会は以下のとおり、少なくとも23名のメンバーをもつものとする:

(1) 125290.20節(a)号(3)、(4)、(5)項に示される1012の疾病支援団体のメンバーから、または125290.20節(a)号(6)項に示されたメンバーからICOCメンバー七名。

(2) 幹細胞研究またはその他の極めて重要な研究機会が全国的に認められた、少なくとも15名の科学者、そのうち15名が各専門家レビューパネルのメンバーとして指名されるものとする。

(3) ICOC会長。

(b) 機能

科学・医療研究資金作業部会は以下の機能を果たすものとする:

(1) ICOCに対し、資金援助申し込みおよび研究助成金・融資授与を検討するための暫定・最終基準、標準、要件を提言する。

(2) ICOCに対し、授与金の科学的・医学的監督のための基準を提言する。

(3) 必要な場合、(1)および(2)項に記す基準、標準、要件の修正をICOCに提言する。

(4) ICOCが採用する基準、要件、標準に基づいて助成金と融資の申し込みを検査し、研究、治療開発、および臨床検査および治療提供助成金・融資の授与についてICOCに提言を行う。

(5) 授与条件を順守するため、受給者のピアグループ専門家ピアレビューおよび進捗監視レビューを行い、その後の措置についての提言をICOCに報告する。

(6) 適用される要件のすべてが満たされるよう、受給者の評価に関する基準をICOCに提言する。こう

した基準は受給者からの定期的報告を義務付け、科学・医療研究資金作業部会が受給者の監査とICOCへの措置提言を行うことを認めるものとする。

(7) 暫定基準発行の60日以内に最初の助成金授与についての提言を行う。

(c) 授与提言

以下のとおり、授与に関する提言は競争的評価に基づくものとする:

ピア専門家ピアレビュー・パネルは科学者と患者支援者の両方で構成されるものとする。ピア専門家ピアレビュー・パネルには15名の科学者を含むものとする。科学・医療研究資金作業部会の科学者メンバーのみが、科学的メリットに関し、助成金・融資授与について点数をつけるものとする。こうした採点は、以下を含む基準により、研究、治療開発、臨床試験という三つの分類における科学的メリットに基づいて行われるものとする:

(1) 当該研究が極めて重要な研究機会と認められない限り、多能性幹細胞および前駆細胞生物学・医学分野あるいはその他の極めて重要な研究機会における証明された業績記録。

(2) 研究提案の質、重要な研究または臨床結果の達成の可能性、こうした重要な結果達成のスケジュール、研究目標の重要性、提案される研究の革新性。

(3) 研究所の資金が既存資金と重複する、または既存資金に置き換わるものがないよう、研究の妨げとなる制限のない連邦からの資金を適時にまたは十分に受け取れない、または受け取れる可能性の低い多能性幹細胞および前駆細胞研究への資金提供が優先されるものとする。ただし、国立衛生研究所から資金提供を受けるその他の研究分類は、当該研究資金が適時または十分なものでないかぎり、本研究所からの資金提供を受けないものとする。

(4) (3)項の定めにかかわらず、(3)項に従って本研究所からの資金提供を実際に受けていないその他の科学・医学研究・技術および／または幹細胞研究提案は、当該研究提案が極めて重要な研究機会であることを科学・医療研究資金作業部会の定足数の三分の二以上がICOCに対して推奨した場合、またはICOCメンバーの定足数の過半数がそう判断する場合、本研究所から資金の提供を受けられるものとする。

第17節 125290.70.5節は安全衛生法に以下のとおり追加される:

125290.70.5 基金の充当と配分

(a) California幹細胞研究・治療基金の資金は以下のとおり割り当てられるものとする:

(1) (A) 125291.110節に準じて認可される公債収益から125291.100 節(a)号(4)、(5)項に示される目的に充当される公債収益を引いた額の95.5%以上を本章で規定される助成金および助成金監督に用いるものとする。

(B) 公債収益の少なくとも98%を研究、治療開発、治療提供助成に用いるものとし、以下の規定のとおり、本小項を追加する発案の発効日からの最初の10年間に少なくとも以下の金額が確約され、毎年の資金の確約が一年から七年間にわたって前倒しされるものとする。ただし、確約されていない当該資金は以降の一年または複数年に繰り越すことができる。毎年割り当てられる研究資金の最大額は以下のとおりとする：累積で1年目11パーセント、2年目11パーセント、3年目から10年目9パーセント、その後毎年6パーセント。125290.75節の目標達成のため、治療へのアクセスしやすさ・費用面での利用しやすさに関する作業部会および委員長からの提言に基づく本研究所の理事会の判断により、助成金に利用可能な金額の2パーセントまでを、研究所からの資金提供を受けた研究および治療開発・提供から得られる治療へのアクセスと費用面での利用しやすさを支援するための研究コンサルティングに利用することができる。

(C) 本研究所は、125291.110節により認可される公債収益の3パーセント以上を助成金作成プロセスの開発、管理、監視を含む、研究および施設実施費用に用いることはできない。

(2) (A) 本研究所は、125291.110節により認められる公債収益の3.5パーセント以上を一般管理費として用いることはできない。

(B) 本研究所は、125291.110節により認められる公債収益の1パーセントまでを、研究所から資金提供を受けた研究から得られる臨床試験、治療、緩和治療、治療治療へのアクセス獲得についてCalifornia住民を援助し、California住民にとっての臨床試験、治療のアクセスしやすさと費用面での利用しやすさを促進するため、10年～15年以上に渡り、管理支援、施設費、給与、手当、旅費払い戻し、会議費を含むがこれらに限定されない、15名までのフルタイム従業員への支払いに充てることができる。

(3) どの一年間であっても、プログラム年一年間に受給者一人／団体に対する新規研究資金は125291.110節により認められる総債券額の1パーセントを超えないものとする。この制限は、研究活動への資金提供の前年の承認を合計せず、各新規提案について別に検討されるものとする。ICOC定足数

の65パーセントが当該受給者に対しての限度額引き上げを承認する場合を除き、この要件は確定的なものとする。

(4) 125291.110節により認められる公債収益から125291.100 節(a)号(2)、(4)、(5)項に示される費用を引いた額の1.5パーセントまでをコミュニティケア・センター・オブ・エクセレンスの建設、装備、業務資金に充当するものとし、1パーセントの半分までを、本節を追加する発案の発効日から五年での稼働が計画されている共用研究所の建設または装備に充当するものとする。受給者が建設のために研究所の授与金から受け取る資金は、賃金に関する支配法の規定を受ける。

(5) 本研究所は、関節費用を、施設助成金に含まれる金額を除いた研究助成金の25パーセント以下に制限するものとする。ただし、この間接費用制限は、受給者が当該助成金金額の20パーセントを超えて提供するマッチングファンドの金額分引き上げることができる。

(b) 本研究所の資金提供スケジュールは、投票者による本節を追加する発案の承認後の最初の五暦年の元金および利子の支払いのために州の一般基金から資金を引き出すことなく、最初の五暦年にCalifornia州に対して税収源を生み出すよう計画されている。

(c) (a)号の第(1)項(C)および第(2)項(A)に定める限度額を守ることを条件に、本研究所は、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中、認知症、てんかん、統合失調症、うつ病、外傷性脳損傷、脳腫瘍、自閉症を含むがこれらに限定されない、脳および中枢神経系の疾病に関する研究、治療開発、治療提供のための助成金に、また、これらの助成金と融資に関連する助成金監督・一般管理費のため、125291.110節に準じて承認された公債収益のうち少なくとも15億ドル(\$1,500,000,000)を割り当てるものとする。

(d) 125291.30節に準じて承認される公債収益の配分は、引き続き125290.70節の規定を受けるものとする。

第18節 安全衛生法125291.15節は以下のとおり修正される：

125291.15. 2004年California幹細胞研究治療公債法本条における以下の用語の意味を以下のとおり定義する：

(a) 「法案」とは、第106部第5編第3章(125290.10節以降)を構成するCalifornia幹細胞研究治療公債法を意味する。

(b)「役員会」または「研究所」とは、125291.40節(b)号に従って策定されたCalifornia再生医療研究所を意味する。

(c)「委員会」とは、125291.40節(a)号に準じて創設されたCalifornia幹細胞研究治療財務委員会を意味する。

(d)「基金」とは、125291.25節に準じて創設されたCalifornia幹細胞研究治療基金を意味する。

(e)「臨時債券」とは、125290.70節(b)号および125291.60、125291.65節に準じる臨時債券、長期債見合い短期債、または基金に預け入れるために発行され、本条に準じて公債収益から支払われる手形を意味する。

第19節 安全衛生法125291.35節は以下のとおり修正される：

125291.35 本条で認定される債券は、一般財源保証債州法（州政府法表題2第2部第4編第3編第4章（第16720節以降））の規定のとおり、準備、実施、発行、売却、支払、および償還されるものとし、州政府法第16727節(a)号および(b)号を除き、適宜の修正を含む本法の全条項は当該債券および本条に適用され、これにより本条に完全に記載のものとして本条に組み込まれる。

第20節 安全衛生法125291.60節は以下のとおり修正される：

125291.60 本条において、財務局長は、ただし、125291.75節に準じて認定される借換債から125291.65節に準じる未返済の融資額および本節に準じて一般基金から引き出され、一般基金にまだ返済されていない金額を差し引いた額を除き、本条実行のための売却を委員会により承認された未売却公債の金額を越えない金額を一般基金から引き出すことを許可できる。引き出された全額が基金に預託されるものとする。本節に基づき利用可能な全資金は、本条を実行するための債券売却から得られる金額からプール資金投資口座で得られたであろう利息に等しい金額を加えて、一般基金に戻すものとする。

第21節 安全衛生法125291.65節は以下のとおり修正される：

125291.65 本研究所は、本条の実施のため、125291.75節に準じて認定される借換債から本節に準じる未返済の融資額および125291.60節に準じて

一般基金から引き出され、一般基金にまだ返済されていない金額を差し引いた額を除き、州政府法第16312節に基づき、プール資金投資役員会に対して融資を申請することができる。申請額は、委員会が本条の実施のために決議により販売を承認した未売却公債の額を越えないものとする。研究所は、融資の取得および返済のためにプール資金投資役員会が要求する書類を実行するものとする。融資金は、本条に従って委員会により分配されるよう、基金に預け入れられるものとする。

第22節 安全衛生法125291.70節は以下のとおり修正される：

125291.70 売却済み公債の割増金および未払い利子から得られる基金への全預入金は、基金に積み立てられ、公債利息の費用に充てるため一般基金に移すことができるものとする。ただし、割増金から得られる金額は積み立てられ、一般基金へ移す前に発行費用の支払いに用いられるものとする。

第23節 安全衛生法125291.75節は以下のとおり修正される：

125291.75 本条に準じて発行および売却された債券は、州一般財源債州法の一部である州政府法表題2第4部第3編区第4章第6条（第16780項以降）に従って返還できる。本条に記載される債券発行に対する州の有権者による承認には、本条に従って当初発行された債券または以前に発行された借換債券の返還のために発行される債券の発行に対する承認を含む。本節によって認められる借換債の収益で払い戻される債券は、法により認められる範囲で、また、適宜の修正を含む、当該払い戻し債券を認可する決議に明記される方法と範囲で、法的に無効にできる。

24節 第2.5条（第125291.90項節以降）は以下のとおり安全衛生法第106部第5編第3章に追加される：

2.5条 California Stem Cell Research, Treatments, and Cures Bond Act of 2020（2020年California幹細胞研究治療債券法）

125291.90 本条は2020年California幹細胞研究治療再建法と称される。

125291.95 本編で使用される以下の用語の意味を以下のとおり定義する：

(a)「法案」とは、2020年California幹細胞研究治療発案による修正を含む、本章を構成するCalifornia幹細胞研究治療債券法を意味する。

(b)「役員会」または「研究所」は、125291.120節(b)号に従って計画されたCalifornia再生医学研究所を意味する。

(c)「委員会」とは、125291.40節に準じて設立され、125291.120節(a)号に従って計画されたCalifornia幹細胞研究治療財務委員会を意味する。

(d)「基金」とは、125291.105節に準じて創設された2020年California幹細胞研究治療基金を意味する。

(e)「臨時債券」とは、125291.140および125291.145に準拠するつなぎ融資、長期債見合い短期債、または基金への預け入れのために発行され、本条に準じて発行された債権の収益から支払われる手形を意味する。

125291.100 (a) 州政府法13340節またはその他の法規定にもかかわらず、基金内の資金は財政年度に関係なく、以下の目的で研究所に割り当てられる：

(1) すべて125290.70.5節に記され、当該の節に準じ、研究または研究施設建設の資金を提供するための助成金または融資の作成。

(2) 研究所一般管理費の支払い（125290.70.5節(a)号(2)項(A)に従い、3.5パーセントを超えないものとする）。

(3) 本節の発効から五暦年経過後の12月31日より後の臨時債券または債券の年間管理費の支払い。

(4) 当該の臨時債券が本節の発効から五暦年経過後の12月31日以前に発生または発行される場合は、臨時債券発行費用の支払い、本節の発効から五暦年経過後の12月31日までの臨時債券の年間管理費の支払い、臨時債券に対する利子の支払い。

(5) 債券発行費用の支払い、本節の発効から五暦年経過後の12月31日以前の債券年間管理費の支払い、本節の発効から五暦年経過後の12月31日以前に発生する債券に対する利子の支払い。ただし、この制限は125291.150節に規定される割増金および発生利子には適用されない。

(b) 基金内の資金および本条により承認される債券販売のその他の収益は、割増金または本条により認められる債券初回発行以前に発行されたつなぎ融資に対する発生利子または割増金を含む、償還価格の元本支払いに用いることができる。臨時債券の収益

から基金に預け入れられた資金は、債券発行ごとに3.5パーセントの制限が守られるかぎり、(a)号(2)項に定める3.5パーセントの制限にかかわらず、研究所の一般管理費の支払いに用いることができる。

(c) 本条に準じて研究所が行う融資に対する元本と利子の返済は、基金に預け入れられ、研究所の管理費を含む、125290.70.5節の目的のため、または既発債の年間管理継続費用の支払いに用いるものとする。

125291.105. 債券発行収益が繋ぎ負債の返済に直接用いられる場合を除き、臨時債券および本条に準じて売却された債券の収益は、これにより州公庫内に創設される2020年California幹細胞研究治療基金の入金として州公庫に預け入れられるものとする。

125291.110 第125291.155節に従って発行された借換債の額を含まない、総額五十五億ドル(\$5,500,000,000)の債券またはそのうち必要な額を、本条に明記された目的の実行のために使用される基金を提供し、第125291.100節の目的遂行のために使用・売却するため、さらに政府法規第16724.5項に準じた一般財源保証債支出回転資金(General Obligation Bond Expense Revolving Fund)を返金するために発行および売却できる。売却時、債券は州の有効かつ拘束力のある義務を構成するものとし、元本と利子の支払い期日になれば、債券の元本と利子の両方を期限通り支払うという州の十分な信頼と信用をここに誓約する。

125291.115 本条で認定される債券は、一般財源保証債州法（州政府法タイトル2第2部第3編第4章（第16720節以降））の規定のとおり、準備、実行、発行、売却、支払、および償還されるものとし、州政府法第16727節(a)号および(b)号を除き、適宜の修正を含む当該法の全条項は当該債券および本条に適用され、これにより本条に完全に記載のものとして本条に組み込まれる。

125291.120. (a) 一般財源保証債州法（州政府法表題2第2部第3編第4章（第16720節以降））に準じ、本条により認められる債券と臨時債券の発行と販売を承認する目的にのみ、125291.40節に準じて設立されたCalifornia幹細胞研究治療財務委員会は当該用語が一般財源保証債に用いられる場合、ここに「委員会」として指定される。

(b) 一般財源保証債州法において、California再生医療研究所理事会は「役員会」に指定される。

125291.125 (a) 委員会は、本条に明記された活動を遂行する為に本条に準じて認可された債券の発行が必要または望ましいかどうかを決定し、必要または望ましいと決定する場合、発行および売却される債券の額を決定するものとする。財務官は、合理的に達成可能な場合、州の最善の利益のため、財務官の裁量で、債券を額面価格以上で売却し、割増金から発行費用を支払うための相応の努力を払うものとする。次第に債券の連続発行を実行するためにこれらの行動を認定および売却できる。全ての債券は、どの時点においても発行および売却のために認定する必要はない。本法案の目的に資金を提供するためにこうした処理が必要であると委員会が判断する場合、当該債券に利子を付けることができ、これは連邦所得税についての総収入に含まれる本条の発効後61か月以降に売却される各債券発行は、財務官の判断により行われるものとし、最大40年間で分割返済できる。

(b) 2021年以降どの暦年においても発行できる、125291.110節により認められる債券の総額は累加平均で5億4千万ドル(\$540,000,000)を越えないものとする。ある年に発行された債券金額がこれを下回る場合、許可残額をその後の一年または複数年に持ち越すことができる。125291.140に準じ、財務局長はその判断により、本条の発効日以降に一般基金から研究所に対する融資を承認することができる。

(c) 本節の発効日以降の基礎研究と治療開発の初期において、元本と利子両方について一般基金による債務元利払いを避けるという本法案の目的に従い、本節の発効後五暦年経過後の12月31日まで、本節に基づいて発行された臨時債券または債券に対する利子はすべて、臨時債券または債券の販売による収益から支払われるものとする。

125291.130 毎年、州の通常の歳入に加えて、毎年期限を迎える債券の元金と利息の支払いに必要な合計金額が他の州の歳入と同じ方法で同時に回収されるものとする。追加の金額を回収するために必要なあらゆる法規を実行することは、歳入の回収に関して法により義務を課された全ての役人の義務である。

125291.135. 州政府法第13340節にかかわらず、本区分の目的のため、ここで州財務局一般基金から以下の総額に等しい金額を充当する：

(a) 元金と利息が満期になり支払われるときに、本条に準じて発行および売却される債券の元金と利息の支払いに毎年必要な合計金額

(b) 会計年度にかかわらず充当される125291.140節を実行するために必要な合計金額

125291.140. 本条において、財務局長は、125291.155節に準じて認められた借換債券から、125291.145節に準じて融資され、まだ返却されていない額および本節に準じて一般基金から引き出されたが一般基金にまだ返金されていない金額を引いた金額を除き、本条実行の目的での売却を委員会により承認された未売却債券の額を越えない額を一般基金から引き出すことを許可できる。引き出された全額が基金に預託されるものとする。本節に基づき利用可能な全資金は、本条を実行するための債券売却から得られる金額からプール資金投資口座で得られたであろう利息に等しい金額を加えて、一般基金に戻すものとする。

125291.145. 研究所は、本条の目的のため、州政府法第16312節に従ってプール資金投資委員会に対してプール資金投資勘定から融資をするように依頼することができる。本節に準じて融資され、第125291.155節に準じて認定された借換債の金額からまだ返却されていない額および125291.140節に準じて一般基金から引き出されたが一般基金にまだ返金されていない金額を引いた額を除き、融資金額は本条実施の目的のために委員会に売却を許可された未売却債券の金額を越えないものとする研究所は、融資の取得および返済のためにプール資金投資役員会が要求する書類を実行するものとする。融資金は、本条に従って研究所により分配されるよう、基金に預け入れられるものとする。

125291.150. 売却済み債券の割増金および未払い利子から得られる基金への全預入金は、基金に積み立てられ、債券利息の費用に充てるため一般基金に移すことができるものとする。ただし、割増金から得られる金額は積み立てられ、一般基金へ移す前に発行費用の支払いに用いられるものとする。

125291.155. 本条に準じて発行および売却された債券は、州一般財源債州法の一部である州政府法表題2第4部第3編第4章第6条(第16780項以降)に従って返金できる。本条に記載される債券発行に対する州の有権者による承認には、本条に従って当

初発行された債券または以前に発行された借換債券の返金のために発行される債券の発行に対する承認を含む。本節によって認められる借換債の収益で払い戻される債券は、法により認められる範囲で、また、適宜の修正を含む、当該払い戻し債券を認可する決議に明記される方法と範囲で、法的に無効にできる。

125291.160. 本条または一般財源債州法（州政府法表題2第4部第3編第4章（第16720節以降））の規定にかかわらず、財務官が、指定された条件に従うことを条件に、当該債券に対する利息が連邦税務のための総収入から除外されるという債券委員会の意見を含む債券を本条に準じて販売する場合、財務官は債券収入とその収入に対する利益のための別の口座を維持することができる。財務官は、手数料、違約金、または連邦法の下で必要とされるその他の支払いのため、またはこれらの債券の非課税状態を維持し、州の基金のために連邦法の下で他の優位性を得るために必要または望ましい債券収益の投資と利用に関するその他の措置をとるため、これらの収益または収入を使用またはその使用を指示することができる。

125291.165. 本条によって認定される債券の売却から得た収入は、California憲法第XIII B条に用いられている「税収入」ではなく、これら収入の支払いはこの条による制限を受けない。

第25節 安全衛生法125292.10節は以下のとおり修正される：

125292.10. 定義

California憲法第XXXV条で用いられるとおり、以下の用語は以下のとおり定義される：

(a) 「法案」とは、安全衛生法第106部第5編第3章（125290.10節以降）を構成するCalifornia幹細胞研究治療公債法を意味する。

(b) 「成人幹細胞」は、常在し再生する組織または臓器のあらゆる機能細胞を作るために使われるが、それ自体は未分化の細胞を含む、自己再生でき、制限をもって、発生する組織の全特殊細胞種類を生成するために分化することのある成人生命体内の分化細胞内に発見される未分化細胞を意味する。

(c) 「基礎研究」とは、幹細胞生物学、細胞可塑性、細胞分化およびその他の極めて重要な研究機会の基礎となる基本的メカニズムの研究を意味する。

(e) (d) 「資産計上された利子」とは、債券収益により資金供給される利子を意味する。

(d) (e) 「委員会」とは、125291.40節(a)号に準じて創設されたCalifornia幹細胞研究治療財務委員会を意味する。

(e) (f) 「憲法で定められた役人」とは、Californiaの知事、副知事、財務官、監督官を意味する。

(g) 「初期開発」とは、広範な使用を可能にし、究極的には患者ケアを改善するために移転可能な、有望な幹細胞ベースの新技术の発見を意味する。

(f) (h) 「施設」とは、建物、建物の賃貸借、設備を意味する。

(g) (i) 「変動利率債」とは、支払期日まで固定金利の発生しない、手形を含む債券を意味する。

(h) (j) 「基金」とは、125291.25節に準じて創設されたCalifornia幹細胞研究治療基金を意味する。

(i) (k) 「助成金」とは、助成金、融資または保証を意味する。

(j) (l) 「受給者」とは、研究所からの助成金受給者を意味する。California大学の受給者施設はすべて、別個の受給者組織とみなされる。

(k) (m) 「人間の生殖のクローニング」とは、妊娠開始のためにその結果生成されるものを子宮に移植する目的で核を取り除いた卵細胞に人間の細胞からの核を移植することで、人間を作り出す、または作り出そうとする行為を意味する。

(i) (n) 「間接費」とは、研究所の助成金または融資の実施のための管理、会計、一般間接、一般支援費用に含まれる受給者費用を意味する。間接費のNIH定義は、本定義について受給者向け手引きを作成するためのベースのひとつとして科学医療研究基準作業部会に利用される。

(m) (o) 「研究所」とはCalifornia再生医療研究所を意味する。

(n) (p) 「暫定基準」とは、管理手順法（Administrative Procedure Act、州政府法表題2第3部第1編第4.5 3.5章11340節以降）のもとで「緊急基準」と同じ機能を果たす臨時基準を意味する。ただし、恒久基準に関するパブリックコメントの機会を増やすため、180日間ではなく270日間有効に存続する。

(o) (q)「生命科学商業主体」とは、ビジネスモデルに生物医学製品開発・商業化を含む、Californiaに本部を置く企業または組織を意味する。

(p) (r)「医学倫理士」とは、生物科学、または臨床医学または臨床倫理の分野でPh.D.、MAまたは同等の上級訓練を受け、(1)医療に関する倫理問題についての研究と執筆、および(2)特に組織のレビュー委員会就任により臨床試験プロセス中の倫理的予防対策の実施に相当な時間を費やしている、または費やした、倫理学の高度な訓練を受けた個人を意味する。

(q) (s)「多能性細胞」とは、自己再生可能な細胞のことで、複数のタイプの成人細胞に分化できる広い可能性をもっている。多能性幹細胞は体細胞移植から、またはこうした生成物が適切なインフォームド・コンセント手順のもとで提供される場合に体外受精治療の剰余生産物から得ることができる。体外受精治療からのこれらの剰余細胞は、医学研究に用いられない場合は廃棄されることになる。

(r) (t)「前駆細胞」とは、部分的に分化しているが、分割し、分化細胞を生じさせる能力を保持する細胞多能性または前駆細胞を意味する。

(s) (u)「定足数」とは、投票する資格のあるメンバーの少なくとも65パーセントを意味する。

(t) (v)「研究ドナー」とは、完全な開示および同意後、研究目的で生体物質を提供する人を意味する。

(u) (w)「研究資金」には、幹細胞発見研究、初期開発、トランスレーショナルリサーチ、治療開発、薬理学開発を含むがこれらに限定されない基礎研究—あらゆる段階の研究および臨床試験による薬理学治療開発のための学際的科学・医学資金を含む。これには125290.35節(b)号(4)項に準じる研究参加者および介護者の患者適格費用の払い戻し；申し込みの専門家レビューに関する費用を含む作業部会の業務費用；理事会、作業部会、助成金受給者を評価し、助言を行うために設立または維持される顧問団およびコンサルタントの費用；および研究会議費用が含まれるがこれらに限定されない。施設の助成金または融資が研究、治療開発および／または臨床試験の全要素を賄うために提供されていない場合、研究資金には施設のための相場リース金額払戻金についての手当てを含めるものとする。いかなる場合も、図書館や通信サービス、光熱費、メンテナンス、清掃業務、セキュリティは直接研究資金提供

費用として含まれるものとする。連邦・州政府および研究施設との基準に関する交渉、基準または規則の実施、紛争の解決、および／または研究所の使命の抗弁および／または促進に必要なその他のあらゆる活動の実施のために発生する研究所の法的費用は直接研究資金提供費用とみなされる。

(v) (x)「研究参加者」は、完全な開示と同意のもとに臨床試験に登録し、参加している人を意味する。

(y)「研究プログラム」は、研究連続体に沿って同じ究極的目標を勧めるために作成され、同じまたは重複する調査員により実施される研究プロジェクトを意味する。

(w) (z)「プラスの収益」とは、研究所の研究および施設が直接・間接的に生み出す州の税収が、同じ年に一般基金から実際に支払われる州債に対する債務元利払いよりも大きいことを意味する。

(x) (aa)「幹細胞」とは、培養中に分割し、特殊機能をもったより成熟した細胞に分化する能力をもつ、特殊化していない細胞を意味する。

(ab)「幹細胞発見研究」とは、幹細胞・遺伝研究およびその他の極めて重要な研究機会分野における基礎研究、初期開発、およびツールと技術の発見、評価または改良を意味する。

(y) (ac)「極めて重要な研究機会」とは、科学・医療研究資金作業部会の定足数の少なくとも2/3により判断され、作業部会からICOCに提言される、またはICOCメンバーの定足数の過半数の投票により判断される、医科学の推進に極めて重要で大きく優れた研究機会を提供する、125290.60節(c)号第(3)項第(1)項(c)のもとで研究所から実際に資金提供を受けていない、遺伝学、個別化医療、病理としての老化を含むがこれらに限定されない科学・医学研究・技術、および／または幹細胞研究を意味する。人間の生殖のクローニングは極めて重要な研究機会ではない。

第26節. 修正。

公債条項を除く本発案の条項を本発案が投票者の承認を受ける前に修正することはできない。本発案の条項は、当該の修正が本発案により作成される助成金・融資プログラムの目的に合致し、促進するものであることを条件に、州議会各院の70パーセントの投票により通過する法規により有権者の承認を得て、知事の署名を得た後で修正できる。

第27節. 可分性。

本発案または本発案の一部の条項、またはいかなる者または状況に対するいかなる条項または部分の適用がいかなる理由で無効と判断されても、残りの条項および条項の適用は影響を受けず、有効に存続するものとする。このため、本発案の条項には可分性がある。裁判所が、ひとつまたは複数の主体または活動の本発案の適用からの除外が本発案を違憲とするという最終かつ再審理不可能な判断を下した場合、当該の除外は分離され、本発案は、本発案の適用外とされた主体または活動に対して適用される。無効な条項が含まれていた、または無効な適用が行われたか否かにかかわらず、本発案を成立させることが有権者の意図である。

第28節. 発案の相反。

(a) 本発案と医学研究または治療開発を取り扱う別の法案が同じ州投票用紙に記載されている場合、別の法案の条項は本法案に相反するとみなされる。本法案が、相反するとみなされる法案よりも多数の賛成票を獲得した場合、本発案の条項全体が優先し、その他の法案は無効となる。

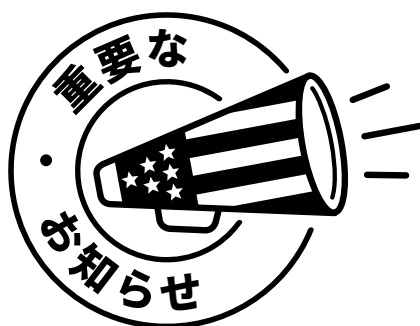
(b) この発案が有権者により承認されたが、同じ選挙でより多数の票を得て有権者により承認された相反する他の法案が優先する場合で、相反する法案が後に無効であるとされた場合、本発案は他の法令を待たずに施行され、有効となる。

第29節. 当事者適格。

その他の法規定にかかわらず、州または州職員が本発案の合憲性の抗弁に失敗した場合、有権者による承認後、本州の州政府機関は、当該の裁判が州裁判所または連邦裁判所、上訴、California州の最高裁および／または合衆国最高裁による裁量再審であるかどうかにかかわらず、その合憲性を抗弁する目的で本発案の合憲性に異議を申し立てる裁判を仲裁する権限を有するものとする。訴訟抗弁の合理的な料金および費用は、司法局に配分される基金に課され、速やかに支払われるものとする。

第30節. 偏見のない解釈。

本発案はその目的を達成のために偏見なく解釈されるものとする。



法案の文面

法の定めるところにより、提案14は債券法案のため、本手引書に含まれます。その他の全提案の法案の文面は、voterguide.sos.ca.govで閲覧可能です。

提案15～25の文面の印刷コピーを希望される場合は：



州務長官宛てに vigfeedback@sos.ca.gov までEメールでご連絡ください。



州務長官の無料通話投票者ホットライン(800) 339-2865までご連絡ください。

郡の選挙事務所

Alameda郡

(510) 272-6933
www.acvote.org

Alpine郡

(530) 694-2281
www.alpinecountyca.gov

Amador郡

(209) 223-6465
www.amadorgov.org/government/elections

Butte郡

(530) 538-7761 または (800) 894-7761
www.buttevotes.net

Calaveras郡

(209) 754-6376
www.calaverasgov.us

Colusa郡

(530) 458-0500 または (877) 458-0501
www.countyofcolusa.org/elections

Contra Costa郡

(925) 335-7800
www.contracostacore.us

Del Norte郡

(707) 464-7216
www.co.del-norte.ca.us

El Dorado郡

(530) 621-7480 または (800) 730-4322
www.edcgov.us/Elections

Fresno郡

(559) 600-8683
www.fresnovote.com

Glenn郡

(530) 934-6414
www.countyofglenn.net/dept/elections/welcome

Humboldt郡

(707) 445-7481
www.humboldt.gov.org/890/Elections-Voter-Registration

Imperial郡

(442) 265-1074
www.co.imperial.ca.us/regvoters

Inyo郡

(760) 878-0224
elections.inyocounty.us

Kern郡

(661) 868-3590
www.kernvote.com

Kings郡

(559) 852-4401
www.countyofkings.com

Lake郡

(707) 263-2372
www.lakecountyca.gov/Government/Directory/ROV.htm

Lassen郡

(530) 251-8217
<http://www.lassencounty.org/dept/county-clerk-recorder/elections>

Los Angeles郡

(800) 815-2666
www.lavote.net

Madera郡

(559) 675-7720 または (800) 435-0509
www.votemadera.com

Marin郡

(415) 473-6456
marinvotes.org

Mariposa郡

(209) 966-2007
www.mariposacounty.org/87/Elections

Mendocino郡

(707) 234-6819
www.mendocinocounty.org/government/assessor-county-clerk-recorder-elections/elections

Merced郡

(209) 385-7541 または (800) 561-0619
www.mercedelections.org

Modoc郡

(530) 233-6205
www.co.modoc.ca.us/departments/elections

Mono郡

(760) 932-5537 または (760) 932-5530
monocounty.ca.gov/elections

Monterey郡

(831) 796-1499 または (866) 887-9274
www.montereycountyelections.us

Napa郡

(707) 253-4321
www.countyofnapa.org

Nevada郡

(530) 265-1298
<http://www.mynevadacounty.com/1847/Elections-Voting>

Orange郡

(714) 567-7600
www.ocvote.com

Placer郡

(530) 886-5650
www.placerelections.com

Plumas郡

(530) 283-6256 または (844) 676-VOTE
<https://www.plumascounty.us/142/Elections-Division-Home>

Riverside郡

(951) 486-7200
www.voteinfo.net

Sacramento郡

(916) 875-6451
www.elections.saccounty.net

San Benito郡

(831) 636-4016
sbcvote.us

San Bernardino郡

(909) 387-8300
www.sbcountyelections.com

San Diego郡

(858) 565-5800 または (800) 696-0136
www.sdvote.com

San Francisco郡

(415) 554-4375
sfelections.org

San Joaquin郡

(209) 468-2890 または (209) 468-2885
www.sjcrov.org

San Luis Obispo郡

(805) 781-5228 または (805) 781-5080
www.slovote.com

San Mateo郡

(650) 312-5222
www.smcacre.org

Santa Barbara郡

(805) 568-2200
www.sbcvote.com

Santa Clara郡

(408) 299-8683 または (866) 430-8683
www.sccvote.org

Santa Cruz郡

(831) 454-2060
www.votescount.com

Shasta郡

(530) 225-5730 または (888) 560-8683
www.elections.co.shasta.ca.us

Sierra郡

(530) 289-3295
<http://www.sierracounty.ca.gov/214/Elections>

Siskiyou郡

(530) 842-8084 または (888) 854-2000
内線番号8084
www.sisqvotes.org

Solano郡

(707) 784-6675
www.solanocounty.com/elections

Sonoma郡

(707) 565-6800
vote.sonoma-county.org

Stanislaus郡

(209) 525-5200
<http://www.stanvote.com>

Sutter郡

(530) 822-7122
www.suttercounty.org/elections

Tehama郡

(530) 527-8190
<http://www.co.tehama.ca.us/gov-departments/elections>

Trinity郡

(530) 623-1220
<https://www.trinitycounty.org/Elections>

Tulare郡

(559) 624-7300
<http://www.tularecoelections.org/elections>

Tuolumne郡

(209) 533-5570
www.co.tuolumne.ca.us/elections

Ventura郡

(805) 654-2664
<https://recorder.countyofventura.org/elections>

Yolo郡

(530) 666-8133
yoloelections.org

Yuba郡

(530) 749-7855
www.yubaelections.org

大切な日を忘れずに！



忘れずに投票しましょう！

投票時間は選挙日の午前7時～午後8時までです！

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年10月5日

各郡は郵便投票用紙の郵送を開始します。

2020年10月19日

投票登録最終日。「条件付き」登録を行うと、郡選挙事務所にて、投票登録最終日の15日後まで投票ができます。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年11月3日 選挙日！



安全に投票を CALIFORNIA

All California voters will receive a vote-by-mail ballot for the November 3, 2020, election. Learn more inside.
English: (800) 345-VOTE (8683) TTY/TDD: (800) 833-8683

អ្នកបោះឆ្នោតទាំងអស់ក្នុងរដ្ឋ California នឹងទទួលបាន
សន្លឹកឆ្នោតបោះតាមសំបុត្រសម្រាប់ការបោះឆ្នោតនៅថ្ងៃទី 3 ខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ
2020 ។ សម្រាប់សំណួរ ឬជំនួយអ្នកបោះឆ្នោត សូមហៅមកលេខខាងក្រោម ។
ខ្មែរ /Khmer: (888) 345-4917

Todos los votantes de California recibirán una boleta electoral de voto por correo para la elección del 3 de noviembre de 2020. Para preguntas o asistencia al votante, llame al número a continuación.
Español/Spanish: (800) 232-VOTA (8682)

모든 캘리포니아 유권자는 2020년 11월 3일 선거를 위한
우편 투표지 받게 됩니다. 문의 사항 또는 유권자 지원을
원하시면, 아래 전화번호로 연락해주시요.
한국어/Korean: (866) 575-1558

所有加州選民將收到用於 2020 年 11 月 3 日選舉的郵
寄投票選票。如有疑問或需要提提供選民協助，請致電
下列號碼。
中文/Chinese: (800) 339-2857

Tatanggap ang lahat ng botante ng California ng balota para
sa pagboto sa pamamagitan ng koreo para sa halalan sa
Nobyembre 3, 2020. Para sa mga katanungan o tulong sa
botante, mangyaring tawagan ang numero sa ibaba.
Tagalog: (800) 339-2957

कैलिफोर्निया के सभी मतदाताओं को 3 नवंबर, 2020 के चुनाव के
लिए 'डाक-द्वारा-मतदान करें' मतपत्र प्राप्त होगा। प्रश्नों या मतदाता सहायता के
लिए, कृपया नीचे दिए गए नंबर पर कॉल करें।
हिन्दी/Hindi: (888) 345-2692

ผออกเสียงลงคะแนนในรัฐแคลิฟอร์เนียทุกคนจะ ได้รับบัตรเลือกตั้งประจำ
เขตลงคะแนนเสียงผ่านทาง ไปรษณีย์สำหรับการเลือกตั้งที่จะจัดขึ้น
ในวันที่ 3 พฤศจิกายน 2020 หากมีข้อสงสัยหรือต้องการความ
ช่วยเหลือ โปรดโทรติดต่อหมายเลขด้านล่าง
ภาษาไทย/Thai: (855) 345-3933

すべてのカリフォルニア州有権者に、2020年11月3日選挙の郵
便投票用紙が送られます。お問い合わせまたは有権者の支援
に関しては、以下の番号までお電話ください。
日本語/Japanese: (800) 339-2865

Tất cả các cử tri California đều sẽ nhận được lá phiếu bầu bằng thư
cho kỳ bầu cử vào ngày 3 tháng Mười Một, 2020. Nếu có thắc
mắc hoặc cần giúp về bầu cử, xin gọi số điện thoại dưới đây.
Việt ngữ/Vietnamese: (800) 339-8163